

第11日目（6月6日）

○副議長（塩谷寿雄君） おはようございます。傍聴者の皆様、早朝より大勢お越しくださいましてありがとうございます。

延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○副議長 ただいまの出席議員数は21名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、小澤実君より家事都合により遅刻、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので、これを報告いたします。

[午前9時30分]

○副議長 きのうの議会運営委員会において、通告外の質問は行わないということ、あと、答弁を遮ることはしないということ、そうであれば答弁者に質問者がこういう答弁を求めるといようなことでお願いしたいと思います。

なお、質問者も答弁者も時間を見て行っていただきたいと思います。60分の中なので、ブザー以降の発言は議事録または映像等にも残りませんので、その辺に気をつけて一般質問を行っていただくようよろしくお願い申し上げます。

○副議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。勝又貞夫君より資料配付の願いが出ております。これを許可し、配付のとおりいたします。

質問順位9番、議席番号7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めましておはようございます。傍聴席の皆様、早朝より足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。身の引き締まる思いであります。それはそうと、私の一般質問は22回目になります。それでもまだ慣れない。そんなことはどうあれ、一般質問に入りますが、市政は市民のためにあり、議会もまた当然市民のためにあるわけで、この議場に身を置く1人の議員として、市政がよりよくなるようにとの思いで、発展的な質問を心がけたいと思います。

さて、私は以前この壇上で日常生活において、我々は思い込みの世界に住んでいるのではないかと語ったことがあります。これはこの程度でいいとか、あれはあの状態で当たり前だという、そういう類いの常識としての思い込みであります。この思い込み、すなわち固定観念を外してこそ、初めて見えてくる物があるかと思えます。きょうもまた質問において柔軟なものの考え方をしたいものであります。

今回の質問は、市民の素朴な疑問を提案型の質問にしてみました。大もとはあくまでも市民の疑問がその発端であります。既に内容のわかっている質問もありますが、改めて市民とともに情報を共有する、そのために確認の意味でお尋ねします。そんなわけで市民が納得できるような答弁をお願いしたいと思います。

さて、通告に基づき私の一般質問を行います。今回の質問は3つであります。この3つの質問は答弁において大変答えやすい質問であります。壇上では1つ目の質問を申し上げて、2問目、3問目は質問席から質問することとします。さあ、1問目であります。

## 1 医療行政について

医療行政について。①魚沼基幹病院とゆきぐに大和病院について、二重行政との市民の声があります。この点について市はどのように考えているか。実は4月に行われた議会報告会で、ある市民から病院が2つ並んでいる姿について、あれは二重行政ではないか。寄せて1つにできる可能性はないかという発言がありました。ほかにも同様に、二重行政だと考えている市民が少なからずいるとすれば、多少なりとも誤解を解消する意味で、これを質問の項目に挙げた次第であります。

2つ目、ゆきぐに大和病院も城内診療所も、市民病院の組織に組み込み、それぞれを市民病院の出先の診療所という位置づけにできないものか。4年前の医療再編のときに、この形への機構改革も一緒にやっつけてしまえばよかったのかなと私は個人的にはそのように思っているのですが、いかがでしょうか。壇上では以上とします。

○副 議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。

### 1 医療行政について

それでは、勝又議員の3つの質問の最初の1点目、医療行政についてお答えしてまいります。市民の方から魚沼基幹病院とゆきぐに大和病院について二重行政との声がある。体系的に言えば二重行政なのです、簡単に言うと。それぞれ組織が違いますので、という意味ですが、多分そういうことではなくてと、向きはわかっておりますのでお答えしてきたいと思えます。

魚沼地域が県内の7つの医療圏の中で、人口対医師数の率が最も低く、3次救急、また高度医療に対応するために大規模な地域医療再編をこれまで行いまして、平成27年に魚沼基幹病院が開設をされました。これはもう事実であります。これは魚沼地域の3次救急と高度医療を担う魚沼基幹病院を中心に、各病院が機能分担をして、「地域全体でひとつの病院」こういうことをスローガン、テーマに掲げて、100年に一度と言われるような、そういう再編を試みた。これは全国からも非常に注目をされたところでございました。

基幹病院にはその重要な機能として、救命救急センター機能、そして周産期母子医療センターの機能、そして災害医療センターとしての大きな役割がございます。これはそういうことで位置づけてつくってきたわけでありまして。一方で、ゆきぐに大和病院には、地域の1次救急、それから2次救急、これらを中心に担う機能がまずあります。病気やけがのとき、どちらの病院も受診できますので、議員がある市民の方からそういう話が出たという同じ病院ではないかというように考える市民がいても、これは不思議ではないと思えます。そう受け取る方もいらっしゃるでしょう。

しかし、急性期を過ぎました患者さんは、ゆきぐに大和病院をはじめとする——これはゆきぐに大和だけではございませんが、これをはじめとする地域の病院で回復期、または慢性期、終末期の医療、また予防の医療、これらを継続的に受けておりまして、こうした医療機関の連携を図ることによりまして、市民の安心・安全につながるよう努めているというところ

ろでございます。なので、役割がそもそも違うということを、まずは私は申し上げたいし、議員であられる勝又議員は、市民からそういう声が出た場合に、その辺のところをきちんとやはり説明をしていただく、私はお願いも含め、また義務もあるのではないかと考えておりますので、ぜひともご理解いただきたいと思っております。

大変失礼しました。2つ目のほうをお答えします。大変失礼しました。2つ目のところです。この大和病院と城内診療所も市民病院の中に入れて、それぞれ出先の診療所にせよという考え方ですね。ゆきぐに大和病院とこの南魚沼市民病院、これは市民病院群という言い方を我々はよくしますが、地方公営企業法に基づいて、1つの病院事業会計で一体的に運営を行っています、1つの組織と言えらると思っております。

ゆきぐに大和病院を診療所にしてはどうかという質問については、例えばですけれども、平成30年度におけるゆきぐに大和病院の患者数というのが、入院患者が1万3,596人、これは1日当たりで37.2人なのです。外来患者数が4万1,519人、これは1日当たり142.2人となっております。これを市民病院再編後の平成28年度と比較をした場合、再編後すぐだった平成28年と比較をすると、入院患者数は722人、これは105.6%、外来患者数は2,702人で107%、それぞれ増加をしています。

高齢者人口の増加——現在、これからまさにそうになっていく——及び近隣開業医の閉院、どんどん実は今、近隣の皆さんそれぞれの近くのお医者さんが、閉院に追い込まれている。ゆきぐに大和病院が担っている回復期を中心とした高齢者の医療ニーズというのは、これは想定をもうされているわけです。2040年までに極めて高い水準でこれが推移していくということがもう見込まれているという状態であります。病院の位置づけについては、これらの状況をよくよく踏まえた上で、慎重に判断しなければならないと考えております。なかなかそういう議論があることも十分わかっておりますが、そう簡単な問題ではないということを、ぜひともご理解をいただきたい。

魚沼地域では大規模な地域医療再編が行われました。しかし、行われたのですけれども、根底で医療を支えているのは、日ごろから健康管理のアドバイスから始まり、本当に顔と顔をつき合わせた、そういう信頼感に基づいた初期医療を受けられる、かかりつけ医の存在、これが診療所や病院の医師だと思います。基幹病院がそうではないと言っているわけではなくて、我々の市民病院群が果たしている役目は、かくも重大な役目を担っているというふうに思っているところであります。

より高度な医療が必要と判断されれば、専門病院、これは基幹病院も含めて、その辺にスムーズに紹介することができる、そういうシステムを守りながらやっていく必要があつて、これは軽々に判断がしかねるところがありますが、大きなテーマであることは間違いないというふうに思っております、これらについていろいろな議論が進められればと思っております。

城内診療所については、ご存じのとおり特別会計で、市民病院の中には属していない形になります。医療機関が南魚沼市の医療を地域のかかりつけ医として、底支えしていかなければ

ばならないと思う中で、この城内診療所も城内地区には他に個人的なお医者さん等もないわけであり、あの地域周辺にですね。ちょっと外れたところには当然民間の医療団体がございまして、そういうことであります。

これらにとってもまだ機能させなければいけない段階がある。しかし、いろいろな議論があることは間違いない。その辺もタブー視をせずにこれからいろいろなことを考えながら――医療の平等性、公平性に地域として、穴があいてしまったらいけないわけです。なので、その辺をよくよく考えながら、議論を深めていきたいと思っておりますが、今の、現状はまだそのところに触れることはできないと考えているところでございます。以上です。

○副 議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 医療行政について

このたびこの医療行政についての質問を選んだときに、大変重いテーマだと思いました。聞くほうも聞きづらいし。しかしながら今の市長の答弁でよくわかって、市民の皆さんもよくわかってくれたのではないかと、そんなふうにも思うわけですが、多少聞いてみます。基幹病院にほかの医者から紹介状を持たずに基幹病院を訪問しても診てくれるというような話があります。実際にそういう人もいるようではありますが、そういう部分からして市民の目から見て、2つ並んでいる、どちらに寄ろうか、では大きいほうに寄ってみようかみたいな。紹介状がないと 2,160 円余計にお金を払うことになるのだそうですけれども、それでも基幹病院に行く人がいるわけでありまして。

この辺の、今、市長の答弁にありました、医療の分野の業務分担とでもいいでしょうか、役割の違い、その辺のことが今後だんだんとその仕切りがぼやけてくる可能性がありはしないかと、そんなふうにも見る市民もあろうかと思えます。その辺のことについて、どのように考えているかお尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 医療行政について

根本的にいらっしゃる患者さんといいますか、その病院を訪ねてくる人を、基本的には診ないわけにはいかないのが医師の務めなのだろうと思います。しかし、この基幹病院ができるいろいろな過程の中で話し合われてきたのは、1次は診ないという話を最初はしていたのです。それがやはりこういうふうになってきた。だからご指摘のところはよくわかるのですけれども、今のところその辺が、本当は地域のかかりつけ医を持って、そこで最初の取っかかりの部分はそこで診ていただければ患者さんの集中というのはなかった。大変待たされますよね。いろいろな問題があるけれども、しかし、この紹介状を持たない初期の診察に 2千数百円かかっても、それでも行くという、かかる側の心理というか、そういうことも否めないところもあるわけで、なかなか難しい問題だと思えます。

しかし、この辺をもうちょっとよく、当然、推進機構の理事の 1人でもありますので、この辺のところ、地域の問題、全てこれだけとは限りませんが、いろいろなことを考えていかなければならないと思えます。そんな意味で、今回、いろいろ医療のことは待ったなしだな

という思いがあって、医師の確保のこともありますが、それ以外にさまざまなテーマを私自身がいろいろな形で相談をして、そして今の制度上だったらこうやって進めるのではないかと、高い見地からいろいろなアドバイスをいただくという方で、特別顧問というのを設置したということも、これからのいろいろな課題についてやっていこうという思いでありますので、ぜひともご理解いただきたいと思います。課題があることは十分わかっております。

○副 議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 医療行政について

市長から答弁をいただきました。それで、大変難しい問題であるということ、それからこの先の見通しがそれほどどうこう今は言える段階ではないということもわかりました。それで、この質問は市民の疑問を晴らすための質問ですので、この辺で次へ移っていきたいと思います。

②番の市民病院と大和病院、そして城内診療所、これをまさにリンクして一本につなぎ、一元化することのメリットといいましょうか。普通に考えればメリットがあると、私はそんなふうに思うのですが、どうでしょうか。医師の配置、あるいは連携、あるいは職員の配置等、あるいは事務効率とか、いろいろな意味でさまざまな利点があるだろうと、私はそんなふうに考えますが、その辺のマイナス面とプラス面について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 医療行政について

そういうことを聞くということも通告にないわけです。ただ、想定はしていますが、はっきり言ってそう簡単に答えられません。例えば、経営上の、今の状態の新しくつくった市民病院のほうは、確かに赤字の経営。これはもう誰に聞いてもそうです。片方の大和病院のほうは黒字が出ているということですが、最近つくった病院の側のほうがいろいろな意味で、今そういう状態になっているというのは、もうみんながわかっている進んできていることです。つくってきたわけですから。

そういうことも含めていくと、そう簡単に今、議員が話をされた人の効率性の問題とか、いろいろなことは利点としてあげられるかもしれませんが、しかし、今、存立している状態の中では、それを超えてでも自治体病院として果たさなければいけない、ただの数字とか、効率性だけでは考えられないさまざまなことがあるので、当然我々も悩んでいますが、全国の自治体病院を所有している自治体は、みんな同じ悩みです。だから、その辺のところでも、これからの新制度や先々のことを考えてやっていくのは、本当にまさにこれからの議論ということだと思っているのです。それ以上はちょっと非常に答えにくいです。

○副 議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 医療行政について

この問題についてもこれくらいで次に移りたいと思います。

2 地盤沈下の観測体制について

次に大項目の2つ目であります、地盤沈下の観測体制についてであります。地盤沈下の観測用井戸の体制は十分か。六日町駅の西側の観測体制が十分ではないとの指摘があり、観測用の井戸の新規掘削の提案がなされてきました。実は去年の6月に同様の質問をした記憶があります。議事録を見ていただければわかる。今年度、新規掘削の井戸の件ですけれども、この事業に予算がつけられなかったのはなぜか。必要がないとの判断でありましょうか。

今、申し上げましたように、昨年6月に同様の質問をしました。この地域の特性として、以前は日本一の地盤沈下を記録した地域であります。この地域の観測体制を強化するよう提案したのですが、全く前進がありません。六日町中学校付近の観測用井戸についてのお話であります。あるべきものがあるべきところがあれば、こんな質問をする必要はないのですが、あるべき井戸があるべきところがないからこそ、この質問をすることとなりました。

昨年の市長答弁は大変前向きなものであったように記憶しています。議事録を見る限り、これはちょっと短くして申し上げますが、「もっともだと思えます。今のご指摘はそのとおりだと思って拝聴させていただきました。考えさせていただきたい。」という答弁でありました。今、この議事録を読み返してみれば、前向きな答弁とも受け取れますが、曖昧といえば曖昧なものでもありました。その後、市長が考えた結果、観測用井戸は必要がないとの判断に至ったのでありましょうか。この点についてお尋ねします。

○副 議 長 市長。

## ○市 長 2 地盤沈下の観測体制について

それでは、勝又議員の2つ目の地盤沈下のこの観測体制についてのご質問にお答えします。昨年6月の定例会において、議員がお話のとおり、勝又議員のご質問にお答えしたとおりです。そのとおりと思うという発言もしたのだらうと思えます。そう記憶もしています。必要がないからということではないのです、という点でお聞きをいただきたい。

条例改正に伴って新規の井戸掘削が今、非常に増加をしています。条例改正で掘れなかったものが掘れるようになりましたので。大変増加をしている六日町駅西地区の地盤収縮については、私どもも最大の関心を持っております。深層部の収縮量を観測するための新たな観測井戸の設置が必要であると、これは考えております。毎年行っている市内の水準測量では、やや沈下量が少なくなってきたということは言えるのですけれども、ご指摘のとおり、六日町中学校付近が最も沈下をしていると。やはずれが生じてはいますが、その辺が一番沈下をしている。ここを中心として、駅西地区の沈下が続いているという状況、これは確かであります。

現在、深層部分、深い部分の地盤収縮量は、市街地の東西で1か所ずつ。市民会館、これは深度が143メートルです。北辰小学校部分で190メートルで観測をしていると。平成29年10月の条例改正をした後、重点区域における新規の井戸掘削、これは掘りかえも含んでいますが、この数が先ほども増えたと言っていますが、ことしの5月1日現在で193件となっていて、深層部からの取水、今度は深くから採るようになりますので、その部分が非常に増加しているわけです。

現時点ではこの深い部分の深層部と浅層部、浅い部分で収縮量に目立った変化は今、生じていないという、この2つの観測所も含めて、上のほうも含めて、そういう結果が出ています。当面はこの東西にある2か所の観測井戸で注意深く観測を行っていきたいと私も考えているところであります。

決して必要がないというふうに思っているわけではございません。新規の観測井戸の設置は設置場所も含め、総合的に現在はそういうことで見守らせてもらいたい。しかし、これは必ず必要になってくるだろうという思いは当然しているわけで、これについては総合的に判断をさせてもらいたい。なので、勝又議員はすぐにでもという思いがあるのですが、その辺がちょっとずれが生じているかもしれませんけれども、気持ちは同じ面で考えているところでございます。以上です。

○副 議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 地盤沈下の観測体制について

慎重なる答弁をいただきました。さあ、どうでしょうか。条例改正の後、2年前の9月の議会で激論が交わされたのち、10月1日から条例が改正されたわけですがけれども、駅の西側にかなり新規の井戸が掘られたと聞いています。従来あったのは40メートルの深さの井戸と、最近掘られているものはもっともっと深い井戸が掘られています。六日町中学のグラウンドに2本観測用の井戸があるといいますが、2本とも60メートルの深さで、それよりもさらに深いところから水をくみ上げる、そういう井戸が次々に掘られていく中で、これを様子を見るというのはいかがなものかと、私は個人的に思います。

地盤沈下については、井戸の掘削の規制をかけたのが平成6年であったようです。平成5年の議会でもめて、平成6年の4月1日から規制をかけ、規制をかけたのちも、2年、3年、4年とその沈下量を見ても、全国1位という時期があったわけです。だから規制をかけても、その効果が出てくるには時間がかかる。規制を外した後も同様に沈下の効果が出てくるのが何年か遅れると。今1センチメートルとかそういうレベルの沈下だから、まあ、これくらいならいいよね、とそういう判断をするのは、私は甘いと思うのです。やがてマイナスの効果が出てくるであろうと。

市民会館にある、あるいは北辰小学校にあるものは深い井戸と60メートルの深度の井戸が両建てといいたいでしょうか、二段構えでやっているわけです。日本一といわれる地域、そこに60メートルのものが1本しかないというのは、繰り返しになりますけれども、市民にしてみれば大変不安であろうと、そのように思うわけであります。

皆さんに配付した資料を見ていただきたいのですが、この資料の一番下のグラフ、これは去年の6月にも皆さんに配付したものであります。地盤沈下の地盤の圧縮のそのデータとして3か所で観測しているとは言いますが、このグラフは2本しかない。市長の所信表明で地盤沈下の最大沈下地域は1センチメートルであるというその文言が明記されています。9.9 ミリメートルという話も聞きますけれども、およそ1センチメートルだということなのだと思えます。そのおよそ1センチメートルの最大沈下量の部分がまさに六日町中学校のグ

ラウンド付近と。ここに地盤の圧縮のグラフが出ているのは、北辰小学校の部分と市民会館の部分。1番のところのグラフが出ていない。これは市民の目線からすると、いかにもどうしてと、これでいいのですかという思いを持つわけであります。

こういうものに詳しい市民が私のところに電話をよこしたり、いろいろ実際に会って話をしたり、大変心配していると。最も心配な地域が、最も観測体制が弱いと。これについては今現在沈下量が少ないからまあ様子を見ようというようなレベルで物を考えるべきではないと私は思います。一旦下がってしまえばジャッキで引き上げるというようなことはできようはずもないことであります。不可逆的な変化が生ずると。今まで下水道の本管に影響がなかったとはいえ、今後も下水道の本管に影響がないと言い切れる保証はないわけです。そういうこともあわせ考えていただいて、慎重に判断をしていただきたいと、そのように思うわけですが、この点についてさらに市長の思うところがあったらお尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 地盤沈下の観測体制について

ご指摘は本当にありがたいと思います。本当にそのとおりだと思って聞いております。なので、最初の答弁で申し上げましたとおりですが、今現在はそういう状況です。しかし、新規のものは必要ではないかということは、我々はずっと考えておまして、この観測井戸の設置、また設置場所を含めて総合的に、今ほどのお話も含めながら、総合的に判断をしてみたいと考えているところであります。よろしくお願いします。

○副 議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 地盤沈下の観測体制について

この2つ目のテーマも大変重い内容でありました。

3 防災ラジオについて

さあ、次に移ることいたします。3番目、防災ラジオについて。防災ラジオの配置と管理は適正か。ホテルや旅館などにはまだ配置されていないと聞くがこのままでいいのか。必要がないとの判断でしょうか、というお尋ねであります。これについても二、三年前に私はこの議場で質問したことがありました。前向きに検討していただけるのかと思ったのですが、いまだにホテル、旅館の類いには防災ラジオが配布になっていないという事実がありますのでお尋ねします。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 防災ラジオについて

それでは、勝又議員の3つ目のご質問です。防災ラジオについて。勝又議員だけではなくて、ほかの皆さんからも防災ラジオについてはいろいろな質問があったかと記憶しております。市が配布しております今のこの防災ラジオです。最初にちょっと状況を説明させていただきます。主に自主防災組織において、災害時での情報の収集、そして伝達に活用いただくために、行政区長、それから区のそれぞれの班長さんとか町会長さんとか、伍長さんというところもあるかな、そういう皆さん、役員の方々に配布をしているということでもあります。そ



のほかなのですけれども、要配慮者の皆さんが利用する施設、これらを優先してお配りをしていると。そして児童福祉の施設、福祉関連の施設、これは当然です。学校、民生児童委員の皆さん、消防団、医療機関、地区のセンター、それから国・県の施設、交通機関、それから南魚沼市との災害協定先、そういったところに合わせて今 2,200 台が設置をされております。

ご質問のとおり、防災ラジオの全戸配布というのは現在、全戸配布はしていないため、市内の旅館、ホテルをはじめお持ちでない方が多数だと。2,200 台ですから、当然持っていない人のほうが多いわけです。1 人でも多くの市民の皆さんに防災ラジオを活用した迅速な情報伝達ができれば、これは非常に極めて有効であるというふうに考えられますが、仮に全戸配布をしたとしても、外出時や例えば通電していない場合、よく忘れている人もいます。これはずっとプラグをつないでおいてもらわなければ困るのですけれども、これらをしていない場合というのは情報伝達手段にはなり得ないということです。

配置先、または管理方法が適正か否かの判断はなかなか難しいところですが、防災ラジオを持っていなくても市販の FM ラジオさえ持っていれば、FM ゆきぐにの周波数、これは 76.2 メガヘルツでしたか、これに合わせるということで、防災ラジオと同様の緊急放送を聞くことが可能なわけです。

一般のラジオとの違いは 1 つだけです。自動起動しないということだけです。そのためにラジオの重要性の再認識を図ることが私は最も大切だと、何回かこの席から話をしています。全戸配布の必要はないと、私は思っています。議論はいろいろあるのですけれども。もしかしたら前言を翻したことになってしまっている点も、よくよく調べていただくとあるかもしれません。しかし現在、本当にそう思っています。

なぜか。一番想定されるのは、緊急のミサイルが飛んできたら別です。きょう、市内のある保育園は緊急ミサイルの避難訓練をしているというところまで聞いているのですけれども、そういうところもあるそうですが、例えばあれは突然のことなので、例えばこの今の全戸配布のラジオが本当に機能していればいいのかもしれませんが。しかし、大方は水害、地震なのです。これはわかります。雨がこれだけ降っていればということや、揺れたということでおかるわけです。そしてラジオをつければ済むことです。

私はそう思っていますし、もう一つは数年前から飛躍的にもっと変わったのは、ほとんどの方が携帯電話を所有していると思います。今は大分お年寄りも、昔は持っていない人が多かったのですけれども、かなり持っています。そういうふうに考えていくと、携帯電話はラジオが聞けます。東京にいても FM ゆきぐにが聞けるのですから。今、聞こえます、私も聞いているのです。なので、自分たちの心がけさえ 1 つあればいいわけです。

もう一つはもっと現実的にやるとすれば、私どもまだちょっとこれからというところもあるかもしれませんが、ラジオを、今の自動起動するいわゆる防災ラジオを、どうしても欲しいのだという方は購入いただくということでもあります。それを我々がお手伝いすると。仲立ちをすとか、例えばそこまでしなくても、例えばいろいろな量販店さんや電気屋さんで買

っていただける、そういう状況さえつくれば、この議論はもう、ちょっと古い議論ではないかと私は思っています。以上です。

○副 議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 防災ラジオについて

今、市長より大変詳しいお話がありました。私の記憶によれば、中越地震のとき、電気がとまり、電話がとまり、あのときには携帯電話もつながらなかったという事実がありました。スマホなるものがどこまで機能するのか。時代が大分変わってきていますから、あの当時のレベルとは違うと思いますが、一応この防災ラジオについて、周辺自治体についてどのようなレベル、現状であるか、実は議会事務局を通じて情報収集をしました。何一つ情報を得ることができなかった。それで、自分で調べてみたのですけれども、足を運んでみたり、あるいはあちらこちらの自治体の議員あるいは友人に電話をしたり、その辺のところのお話をしてみたいと思います。

魚沼市の私が立ち寄ったホテル、旅館、あるいは大宴会場等々のところには全て防災ラジオがありました。魚沼市は市民が希望すれば無料で配布していると。

十日町にいたっては、峠を越えて一番近いところのホテルに寄ってみましたときに、開口一番防災ラジオは全戸配布です、もちろんホテルにもありますと言って見せられたのです。本当に全戸配布ですかと聞いてみましたら、そうだというお話でありました。あとは十日町の友人、知人、あるいは市議会議員等々いろいろ情報交換をする中で、間違いなく全戸配布、アパートにいたるまで全部入っていると。例えば郵便局に寄ってみたらもちろんあるわけです。聞いてみれば、全支店に配布されているはずだと。農協に寄ってみれば、農協の本所以下全事業所にあるはずでございますと。小さな事業所、あるいは営業所等に寄ってみてもあると、本当にあるのだなと私は驚いた次第であります。物の考え方がこれほど違うのかと、そう思いながら。

津南町については防災ラジオ等はありませんでした。広報無線とか広報ラジオとか、そういう類いのものがほぼ全戸配布になっている。その住民は全戸配布だと言うのですけれども、インターネットで調べてみると、希望者には貸与するというような形の物らしいです。その広報無線といわれるものは朝昼晩と、その自治体のさまざまな情報を流していると。これが大変いいよね、というようなお話がありました。

私は思ったのですが、峠を越えてこちらへ来て、地元を代表する大きな会社、雪国何とかとか、何とかまいたけとかというような、具体的には申しませんが、大体わかると思います。本社ビルに寄って、総務の方とお話をしてみました。あの大きな会社にもなかったです。津久野とか城内の新堀新田ですか、工業団地、ああいうところに大きな工場がありますが、そういうところにも私は実は足を運んでみました。ありませんでした。あるべきだろうなと思うようなところにさえないと。農協の本所に寄っても実はありませんでした。郵便局に寄ってもなかったと。

この違いは何なのだろうと思ったわけですが、市長が今、全戸配布する必要はないという

お話でありました。自治体によってこれほど物の考え方、あるいは対応が違うということだけ一言申し上げさせていただきます。湯沢町も実は申し出れば無料配布になるというお話でありました。この話を聞いて市長が何か思うところがあったら、くどいようですが答弁をいただければと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 防災ラジオについて

思いはよくわかります。全部ついていけばそれはそれに越したことはないということは前段から申し上げています。しかし、全戸配布という問題については、私はさっきの考えを——自分の考えです。今、市のほうは、ちょっと言い漏らしてしまって申しわけなかったのですが、希望する世帯への有償販売。これは大分価格も聞いていますが、本当にそういう気持ちがある方は入れられるのだと思います。

しかし、先ほどから言っているように、自動起動ということだけですので、一般的なラジオを買ったほうが全然安いのです。これは例えば湯沢町のほうの流れも聞いていますし、十日町市の話も聞いていました。しかし、そう思ってもなおこれから、もう完備しているところはいいと思うのです。しかしこれから、まだ2千数百台しかない、これから全戸の1万数千軒に渡せるようなところまで考えを及ばさなければいけないことかなということが私の疑問です。

それよりももっと大事なのは、議員からもぜひ協力をいただきたいのですが、今メール配信ですよ。この今の入会率というか、メール配信ですぐ流れてくるように登録をするという率が、まだまだ我々が思っているよりも全然低いではないですか。このほうがよっぽど早いです。だから、そういうことのほうを先に優先すべきなのかもしれないし、例えばもう一步踏み込んで考えるとすれば、希望するところに、例えば大変なので少しでも補助をつけるような制度をつくらうかという議論がされれば、まだ面白いと思うのだけれども、ただ単に無料で全部のお宅にこれを配備したからといって、それがいいのだろうか。ほかの自治体を批判するつもりはないですよ。ないのだけれども、私は南魚沼市としてはそういう考えをしたいという思いです。

そして、数年か後には必ずそのラジオが古くなるのです。また全部入れかえるのですか。そういうことも含めて考えた場合に、もう今既に、こういうところには持ってこないですけども、携帯電話を常に携帯、携行しているではないですか。そういうことのほうがよほど現実的だということを、私はもし本当に議論しようと言ったら、そういうことを——なぜ全戸配布にこれからやろうとしたら、ほかの首長さんもいろいろな思いがあるのではないかという気がしてなりませんけれども、いかがでしょうか。

○副 議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 防災ラジオについて

これから全戸配布するべきだと申し上げたわけではありません。その自治体によってこれほど物の考え方、対応が違う。これについて市長はどうお考えですかと、そういうお尋ねを

したので、全戸配布これからするべきだと申し上げているわけではありませんので、その点の確認はさせていただきます。

市長が言ったように、時代も刻々と変わり、スマホの機能とか、そういうものも刻々と変わる可能性があるわけでありまして。かつてのように大地震で電気がとまり、電話がとまり、携帯電話も機能しないというような時代は、過去の時代のものになったのかもしれませんが。今現在、どれだけの技術革新があるのか私もよく知りませんが、それについて私がどうこうこの場で申し上げられるはずもありません。

ひとつお願いしたいのは、市長も繰り返し壇上で言っていましたけれども、市民の生命と財産を守る、安全・安心を最優先の行政を執り行うという、これが基本中の基本でありますので今後もその姿勢を貫いていただきたいと、そんなふうに思います。きょう私が持ち出した質問、この3つの質問は、市民からの質問であったということを申し上げて終わることになります。以上で終わります。

○副 議 長 以上で勝又貞夫君の一般質問を終わります。

○副 議 長 質問順位 10 番、議席番号 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民の皆様には引き続き傍聴いただきましてありがとうございます。議長より発言を許されましたので、通告に従い一般質問を行います。今回は大項目が4項目であります。

## 1 清津川分水について

まず1 清津川分水についてであります。ことしの水稲作付実施見込みによると、対象水田面積 5,856.59 町歩に対して、作付見込み面積 4,963.82 町歩である。前年実績とほぼ同水準であります。区分集荷に基づく区分販売、安全・安心を客観的に担保する農業生産工程管理、いわゆるGAPの取り組みなどにより、南魚沼産米のブランド力の強化を図るべく、関係各位が努力をしている。しかし忘れてならないのは昨年の猛暑と水不足であります。

魚野川の水を利用している水田は 2,395 町歩であります。その中でも石打発電所放水口から天野沢の取水ポンプ場間の 1,262 町歩は、東京電力湯沢発電所の放流水に頼っている。

平成 31 年 2 月 13 日に開かれた第 20 回清津川・魚野川流域水環境検討協議会では、重要な報告がなされた。湯沢発電所建屋の屋根崩落事故の復旧状況であります。ことしの秋の運転再開を目指していること、新しい発電機は従前の 4 台で 1 万 5,600 キロワットから、2 台で 1 万 6,100 キロワットに効率が上がることが報告をされました。

それを受けて十日町市長と東京電力との間で、使用水量を減らすという点でのやり取りがありました。東京電力は取水制限水量、つまり最大毎秒 6.121 トンを確保した上での取水量の変更はご容赦願いたいと述べて、十日町市長は発電量に合わせた取水を考えれば、取水量削減が可能なのではないかと発言をした。清津川の水は清津川に戻すべきという清津川水系住民の基本的考えに従っての発言であります。

しかるに、林市長は何も発言されなかった。そこで、平成 31 年 2 月 13 日に開かれた第 20 回清津川・魚野川流域水環境検討協議会において、清津川分水が魚野川に放流されなければ、

南魚沼市の水田に作付ができなくなると、強い調子で訴えるべきではなかったのか。以上で1項目の質問を終わります。市長には従来どおり簡潔明瞭な答弁を期待するものでありますが、答弁内容によりましては質問席にて再質問を行います。

○副 議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、寺口議員のご質問に答えてまいりたいと思います。

#### 1 清津川分水について

4点あるそうですが、1点目のまず清津川分水のことです。この清津川分水問題は大変歴史も長く、双方の地域にとっては大変な問題で、ずっと続いております。まだ終わったわけではございませんが、非常に前に向いてきたなというところが実感であります。

寺口議員もご存じのとおりであります。平成29年8月22日、私が就任してまだ1年たないときだったわけですが、新潟県と、これは新潟県が仲立ちになりまして、十日町市、そして南魚沼市の3者で新たな協定を締結することになりました。これは皆様ご存じだと思ってあれなのですけれども、ここに書かれている全部で5項目ございました。

一番最初に書かれている内容であります。十日町市及び南魚沼市は清津川分水問題について、お互いの立場を尊重し、将来にわたり良好な関係を継続することに努めること。そして、なお書きで、両市は東京電力ホールディングス株式会社による湯沢発電所の水利権、河川法23条の申請に際し、第19回清津川・魚野川流域水環境検討協議会での合意を尊重して円滑に進めるものとする、まずは明記されています。

2つ目、ご質問とちょっと外れるかもしれませんが、重要なので話をします。この県、十日町市、南魚沼市の3者は、魚野川流域において水資源を確保するための抜本的解決策を長期の目標として念頭に置き、その実現に向けた課題の解決に努めること。そして3番目には、第19回協議会において合意された魚野川への試験放流量は、今後抜本的解決策が実施されない限り変更しない。抜本的解決策というのは、ここではとても口にすることはできませんが、こういう大きなテーマの中で、双方——県も当然ですけれども、双方が同じ共通の課題を解決するまでは、このことについてはこれから、けんか状態といいますか、争いの状態はやめようということが同意をされた、非常に歴史的な調印だったと思います。

このお互いの立場を尊重し、と書かれている第1項目のところ、この部分には、当然でありますけれども私が発言しなかったということ非常に厳しく追求される気持ちをお持ちなのかもしれませんが、この前段階というのが当然ございます。県が仲立ちになり、十日町市にも何度も足を運び、そして南魚沼市にも運び、双方の意見を集約し、そして、私どもも当然関係する漁業協同組合さんや、農協さんや、さまざまな皆さんとのいろいろな意見も当然それぞれの地域の話合いがあって、そして、この最後の場面に及んできているわけであります。

この中でお互いの立場を尊重し、という部分では当然ですけれども、南魚沼市の農業は清津川からの分水によって成り立っているということも意味しているところでありまして、あ

えてこの協議会での発言というのが、するかしないか、したほうがいいのか、そういうことは議論はあるかもしれませんが、しないことも含めて非常に重みを持っているということがお感じいただけると信じておりますが、協議会での発言は、私は必要であったとは全く考えておりません。以上です。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 清津川分水について

最後の部分です。お互いの立場を尊重し、これは私はこの清津川の問題については4回目になりますか。市長とは2回目になると思いますけれども、その言葉は非常に重いのです。重いのですけれども、この第20回の検討協議会の中でこういう話が出たということになると、口から言葉を出さない限り、協議会で議事録として残さない限り、こういうお互いの立場を尊重し、という部分での、魚野川水系がいかに清津川の分水に頼っているかということが、続いていかないのです。相手もわかっているだろうと。だろうではだめなのです。やはりこういう機会であるからこそ、市長がその場で発言をするということは重みがあるのです。

ましてや東京電力が、最大取水量を減らすという方向はどうかという十日町市長の提案に対しては、慎重にご容赦願いたいということでもありますから、それに合わせて、当然南魚沼市としても従来の最大6.121トンは守っていただかないと、非常に魚野川水系としては困るということ、言葉として議事録に残るようにして発言をしなければ、私は相手には伝わらないのだと思います。

お互いの立場を尊重する、これは当然のことなのです。当然のことだけれども、こういう協議会の中でこそ発言をしなければ重みがないのだというふうに思いますけれども、市長のお考えをお聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 清津川分水について

例えばそういう協議会ですね。それから、この問題は決して終わったわけではなくて、水量の問題を含めてさまざまな毎日のデータです、それが必ず報告されることになっております、信濃川中流域水利用情報連絡会といったところがございます。こういう中ではもっとフランクないろいろな話が飛び交います。

議員は議事録と言いますが、議事録を越えて一番大事なのは協定書ですから。その部分でこの文言まで入れているという意味を、やはりそれは申しわけありませんが、私にしてほしかったということは十分わかりましたけれども、それを越えて私にしろという言い方にもし変わるとすれば、それはちょっと越権ではありませんでしょうか。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 清津川分水について

発言よりも協定書であるということでもありますけれども、十日町市長のほうも魚野川水系の水環境、これに対しては尊重していただいていると思っています。しかしながら、基本的な考え方は清津川の水は清津川へというお考えでありますから、その中で、魚野川で必要が

なくなれば戻していただきたいというのが、基本的な立場なのです、向こうさんからすると。しかしながら、この魚野川水系、約 100 年この放流が続いているわけですがけれども、100 年間でできあがった魚野川の水環境、これが少しずつ減らされていくということがどういう影響があるかを非常に心配するのです。私は専門家ではないですからわからない。ですけれども、やはり発言よりも協定書だという気持ちはわからないわけではないけれども、やはり議事録にきちんとした言葉を常に残しておくということは、やはり南魚沼のほうの首長としてやらなければならないことではなかったかと思っています。

これ以上やっても、市長は発言よりも協定書だというお考えであればどうしようもない部分もあるかと思えますけれども、この第 20 回の協議会の中で出されて懸念をしていたのは、平成 28 年、平成 29 年度の渇水時期。渇水時期に通常水量に対してどれだけ減っているのかというデータも出されたのです。そうすると通常水量よりも少ない、一番水が欲しい 7 月、8 月、9 月の頭というところで、通常水量よりも低い平均の流量であったというのがデータとして出ているわけです。

平成 30 年度のデータについては、まだここには出ていなかったのですがけれども、平成 30 年度を考えていただきますと、やはり水不足ですよ。あれほどの水不足が出るとは予想もしないわけですがけれども、当然清津川であっても同じ状況も言えます。言えますけれども、そうは言ってもこの魚野川水系の中で、先ほども申しましたけれども、2,400 町歩という大変な水田がこの水に頼っているという部分です。これがなければ作付できないというわけではないのですが、やはり心配をするのは、昨年の水不足なのです。魚野川に頼らざるを得ない。魚野川を見てもいただきましたけれども、石がごろごろ出ているという状況で、くみ上げといってもなかなか難しいわけですから。そうすると、そういう状況がいつ発生するかもわからないという状況があるわけですから、そういうような状況も含めて、やはりこの協議会の場で首長としては発言をするべきではなかったかなと思っています。

ですので、この第 20 回に臨んだときに、昨年の水不足のような状況を頭に思い浮かべながらも、発言をしなかったということになると、そこはどうなのかということをもう一回だけお聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 清津川分水について

発言しなかったかどうかということは、ちょっとまた水掛け論的になると思うので控えますが、渇水はお互い双方の地域に起きているわけでありまして、これをもって常態化が——これから心配はありますが、いつも大変極めて、昨年はレアケースな渇水だったと思います。この問題だけで渇水が解決する問題では全くありません。なので、先ほどお話をした第 2 項の部分に書いている抜本的解決策というのは、さまざまな意味を含んでいる。そして今、私どもも、それから十日町市さんも一緒になって動いて、例えば渇水の点だけ言えば、これまでのようなため池というようなあり方だけでいいのか。災害とかさまざまな面を含めたそういうファームポンドについて、いろいろなもっと機能的なことをやっていくべきではないか。

決して清津川と魚野川水系だけの水に頼らない、さまざまな農業に関するこれからのテーマとかも、一緒になって話す機会ができています。この調印の部分の出発なくして—100年争ってきたことをお互いの共通の課題に変わったということ、まずは喜んでもらって、そこからお互いにこの大事な水を基本的に譲れる部分は、涙を忍んで多少譲ってでも、やはり理解をしながら。本来向こうの人たちの言い分は全部返せということですから、そういうことは言えないわけですから。そういうことをお互いの共通認識として、私は十日町市長さんとこの話をフランクにできる環境を今つくっていますので、それもこの協定の第一歩から始まったというふうに思っております。

その時点で言わなかった、残さなかったという点については、指摘のところも完全に否定するつもりはありませんけれども、それ以上に新しい関係性ができていることをもって、また、それからこれからも継続されていく水環境の協議会、こういったところで有機的に話し合いをされていくことのほうがよほど大事であると、お互いに共通の認識で立ってやっている。もう、目口を引っ張っている昔のあの協議会ではないのです。そういうことのほうがより大事ではないかと思っているので、議事録に残した云々をあまり言っても話にならないのではないかと私は思っております。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 清津川分水について

発言よりも協定書だと。協定書よりも発言だということで、平行線をたどりますからこれ以上は申しませんが、思いがあるならば言葉として発さなければ、言葉は翼を持って飛んでいけません。自分の中に入れておくだけではだめだということを申して、この問題のほうの質問を終わります。

## 2 オレオレ詐欺対策について

2つ目のオレオレ詐欺対策についてであります。南魚沼市の消費生活相談窓口への相談状況を見ると、この3月まで昨年よりも59件増えて、343件にのぼっている。新潟県内では平成29年と平成30年を比較して、オレオレ詐欺は60件から37件へ減り、架空請求も125件から92件へ減っている。しかし、平成31年になると、この1月から3月の3か月間でオレオレ詐欺は15件で、被害額4,075万円へと増えているのが現状であります。

高齢者を狙った特殊詐欺は、手をかえ、品をかえ、巧妙化している。南魚沼市でことしの1月、2月の2か月間で1,000万円の被害が出たと新聞にも報道されました。高齢者の交通事故対策として運転免許証自主返納者に対する報奨品が拡充されてきていますが、高齢者を狙った特殊詐欺対策は、後手後手に回ることが多いのが現状であります。特殊詐欺対策には電話に出ないことが最大の効果がある。そのために市では録音装置の無償貸し付けを45台で行っているわけでありまして。そこで、市が行っている特殊詐欺対策の録音装置無償貸し付けの効果と拡大をどう考えているのか伺うものであります。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 オレオレ詐欺対策について



寺口議員の2つ目のご質問、オレオレ詐欺の対策であります。今ほど議員からお話があったとおり、ことしはもう既に4件、約1,000万円という被害が出ているようで、昨年3件、90万円からみると飛躍的な——はっきり言って警察さんは南魚沼市が直接狙われていると言っているぐらいです。これは被害届が出たもので1,000万円ですから、そのほかにどれだけのものがあるのか。大体隠そうとするそうですから、ということであります。

今、議員がお話のとおり、無償貸し付けの録音装置ですけれども、45台購入してあります。実績は19件、貸し出し後に施設へ入居されてしまったとか、返却などもありまして、現在の利用というのは13世帯だそうであります。

春の行政区長会——行政区長会に出いらしゃった議員さんもたくさんおられますが、この中で南魚沼警察署から特殊詐欺に関する説明と、区民への周知を区長さん方からぜひお願いしますということで、ことしもやはり出ました。今ほどの話のとおり、そういう被害に遭わない対策は、すぐに電話に出ないことで、電話に出ない方法としてはやはりこの留守番電話の機能であるという話がされました。非常に有効だと思っています。今後も高齢者世帯と接する市役所の担当課や、民生委員の皆さんなどそれぞれを通じまして、この装置の貸し出しを推進していきたいと考えているところであります。以上でございます。

○副 議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 オレオレ詐欺対策について

特殊詐欺といって、最近は架空請求が非常に多いのかなということで相談センターに行っただけでも、実は架空請求のほうは1件当たりに被害があっても金額が少ないのだけれども、やはりオレオレ詐欺だと。最近は市役所の職員をかたったり、警察をかたったり、非常にかたりが多いと。

その中で、市が貸し出しをしている録音装置はどうでしょうかとお聞きをしましたら、やはり南魚沼の人、特に田舎の人のお年寄りには律儀な方が多い。電話がくると出なければいけない。そういう形で出てしまう。出てしまうと、私は絶対大丈夫だと思っている方が、実は落とされる。そういう事例が多いのだということでありました。45台のうち、現在は13世帯しかないということでありましたけれども、これをどうやって普及をさせていくかということで、市長は担当課であったり民生委員を通じて、区長会を通じてお願いをしたと言っても、なかなかお年寄りの方になると、私は大丈夫だと思う方が圧倒的に多いのです。なので、そうではないというところが、実は被害がこれだけしかないのかというのではなくて、実は届けを出さない方はもっと多いのだらうと思います。

そうするとどうするのかというところで、無償貸し付けのほうの宣伝は、当然やらなければならないわけですけれども、そのお年寄りが特に集まる会に、やはり警察も出ていく。それから、恥ずかしい話ですけれども、被害に遭われた方が行って、実はこうなのだということを実際にそこで実態を話していただくと、こういうのも非常に大きな効果があると思うのですけれども。

問題は電気量販店のほうの広告を見ましたら、迷惑対策のついた電話機ですか、5,500円

ぐらいで確か売っていたのですが、どこまで機能があるかわかりませんが、そういうのも含めると、無償貸し付けもそうだけれども、そうやって量販店から買いたい、購入をするということについても、市はある程度補助をしますというところもあわせてやって、とにかく水際でとめないこれはだめだと。電話に出た瞬間にころっとだまされてしまうというのもあるので、そうすると市長が言ったような担当課、民生委員、あるいは区長さんを通じてのお知らせのほかに、やはりその量販店でこういう電話を買いたいということについての、市からの補助ですよね。それも考えていくべきではないかと思っていますけれども、その市長のお考えを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 オレオレ詐欺対策について

うちも母が大分高齢化してきたので、家にいます。私が見ている前で2件もこういう電話がかかってきたこともあって、本当に危ないと思っている。固定電話というのですか、うちもよく、もう電話帳に載っているのは要るのかということで家族で話をして。私がいるときに電話に出たらほとんどがセールスと、本当の用事があることが、ほとんど1年間考えてみてもないというようなこともあって、ちょっと考えないといけないと思っています。いずれにしても、担当のほうでいろいろなことをまた考えてもらっていると思いますので、少しそちらのほうに答弁を移したいと思います。よろしくお願いします。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 2 オレオレ詐欺対策について

先ほどからお話に出ております45台の録音装置がございます。現在貸し出しされているのが13台ということですので、その台数が45台を超えたらとか、超えるように宣伝をするということがまず第一だと思います。そういったところとあわせて、警視庁の資料を見ますと、だまされた方、あとは水際でとまった方、金融機関でとめていただいた方、家族から見破ってとめてもらった方というような対象者に対して調査を行った資料もございます。その中であると、やはり議員がおっしゃったように、一番最初のファーストタッチでだまされている方が大半だということでありました。そういうところをどうしたら防げるかというあたりの周知、啓蒙も含め考えていかなければいけないと思っています。

と言いますのは、ハードだけの補助であるとか、周知とあわせて、遭わないための対策の考え方の面、ソフトの面といいますか、そちらのほうをあわせて考えていかなければならないとは思っております。

あとは録音装置付きの電話を補助するかということに対しては、そういうところがいろいろな対策を考えた上で、それでも間に合わないときは考えていかなければいけないと思いますが、まず今の段階で、では市から補助というところまでは、まだその段階ではないかと思っております。以上です。

○副 議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 オレオレ詐欺対策について

購入に対する補助については、まだその段階ではないという考えだそうでありますから、そうすると45台が19台になって、そのうち13世帯に減ってきたわけです。こういう状況が発生したときに、担当課としては対策をこういうふうにしましたと。ですけれども13世帯から増えませんかというふうに、当然総括をしているはずです。そうすると無償貸し付けの機械自体が、ではどうなのかということも考えてやらなければならないのだけれども、この13世帯に減ったときに、ではこれをどうやって増やしていこうか、機械自体はどうなのかというところまでは当然考えたはずなのだけれども、その結果としてどうだったのかということをお聞かせ願いたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 オレオレ詐欺対策について

私が聞いているところでは、いろいろななかなか留守番電話転送サービスとの併用がしにくいか、いろいろな機種の問題があるそうなのです。それもあってだと思いますが、いずれにしてもあるものをつけやすいかという、なかなか機種同士の相性とかいろいろあるみたいで難しいのかなという思いもしますし、先ほど議員が話をされた、非常に私どもの地域は律儀である。自分の母親を見ても思います。そういう電話に対してものすごくねつく挨拶をして、まことに申しわけありませんと言って電話を切るのです。私だったらガチャンと切りますけれども。そういうことも含めて、最初から録音しますということが流れることに対する抵抗感とかいろいろあるみたいですね。ちょっと担当のほうにも思いがあると思いますので話をさせたいと思います。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 2 オレオレ詐欺対策について

なかなか台数が増えないという現状であります。ことしに入ってからやはり問い合わせ、あとは申請等は増えております。感触ですけれども。今年度になって貸与件数が4件ありますが、この質問が出た後も1件の申請があったところであります。この録音装置の台数を増やす、増やさないも大切でありますけれども、それよりは要は被害を出さないようにというのを忘れてはいけないところだとこちらは思っております。

今ほど市長も申し上げましたが、従来、その家に置いてあります、設置されている電話機との相性が悪くて、ナンバーディスプレイが使えなくなったとかファックスが使えなくなった、留守番電話転送サービスとの併用ができないため、せっかく借りただけけれども返すという方が今までおられたところですし、その当該高齢者の方が施設へ入所してしまったので、もう結構ですというようなところで返却があったということは、こちらで認識をしております。

また、これから録音しますというメッセージが最初に流れますので、高齢者の方は、近所のお友達といいますか、親戚の方とかが電話をかけたときにそれが流れると、逆に設置しているお宅が引け目を感じて外してしまうというようなところもあったとも聞いております。そういうところを含めて、先ほども申しましたが、この台数を増やす普及とともに、そうい

う地域性ですとかを考えて、どうやった方向がいいかというあたりを警察のほうと連携していきたいと考えております。以上です。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 オレオレ詐欺対策について

この南魚沼警察署、南魚沼消防署連名で情報提供というのが、各戸に市報とともに配られているのです。その中にも特集、詐欺被害発生状況が書いてあるのです。その中で米印として、最新の情報をいち早く知るため、南魚沼地域安全安心メールを登録してくださいというのがあるのです。こういうのは高齢者はほぼ無理ですよ。ですので、警察のほうもこういう文書を出すというのであれば、市がそういう録音装置つきの無償貸し付けをしていますし、というようなところの相互が情報を出すときになったら、こういうところでも一緒に市もこうやっていますというのをに入れていただくと、意外と見ているのです。市報はたくさん出ます。・・・ですけども。結構この防犯はお年寄りが見るのです。ですので、そういうところを今後は取り組んで、何としても水際でとめないと、本当にお年寄りの虎の子が消えていくということでもあります。非常に残念なことだと思っていますので、そんなところも考えてもらうということを要望して2番目の質問は終わります。

○副 議 長 一般質問の途中ではありますが休憩といたします。休憩後の再開を 11 時 10 分といたします。

[午前 10 時 53 分]

○副 議 長 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

[午前 11 時 09 分]

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 廃プラスチック対策について

それでは、3つ目の廃プラスチック対策についてであります。廃プラスチックによる海洋汚染が報道され、一大衝撃を与えています。2017年に廃棄されたプラスチックは、日本全体で903万トンでありました。そのうちの86%が有効利用されていることになっています。有効利用として計算されるのは、原料を製品として再生利用される材料リサイクル211万トン、高炉やコークス炉などで燃やす材料としてのリサイクル40万トン。固形燃料や発電焼却、熱利用焼却リサイクルが524万トンでありました。また、利用されずに埋め立てられるのは52万トンであった。

材料リサイクルのうち65%は海外へ輸出されるが、2017年4月から最大の輸入国である中国が一切禁止をしている。環境省では平成31年3月にこうした国内状況を把握し、廃棄物の適正処理を推進するためアンケート調査を行い、その結果が5月20日に公表されました。

市では廃プラスチックをペットボトル、その他のプラスチックに分別収集しています。小売店でも分別回収をしていますが、焼却処分以外の廃プラスチックを業者がどう処理しているのかは一般市民には見えてこない。もし、業者が処理できずに、廃プラスチックの引き取りをしなくなれば、市は回収ができなくなる。プラスチック使用をいかに減らしていくかが

今後のごみ処理事業の行方を左右するものである。

また、プラスチック製品製造に使われる石油を原料とする素材を減らすために、市内では米を使うという画期的な事業者が活動を始めている。そこで、廃プラスチックの最後の処理について、市はどこまで把握しているのか。一問一答でありますので、まずは①からでございます。

○副 議 長 市長。

### ○市 長 3 廃プラスチック対策について

それでは、寺口議員の3つ目のご質問の廃プラスチック対策についてです。まずはその1番のところを話をさせてもらいます。市民の皆さんがなかなかその後のことがよくわからないということなので、若干だけ流れに沿って説明させてもらいます。一般家庭から排出されます廃プラスチックのほか、ガラス瓶、または紙の容器など、この容器包装に係る一般廃棄物の適正の処理、再資源化・再商品化、これに関しては法律がありまして、ちょっとだけ長いのですが、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づいているということでございます。

国、自治体——私ども——プラスチック容器のメーカー、それを使う食品メーカーなどの特定事業者、そしてリサイクルをする再商品化事業者——リサイクル業者さん——がそれぞれの役割を遂行することで、容器包装ごみの再資源化を進めているという仕組みになっています。

この仕組みの中心的位置を占めるのが、あまり私もこれまでこういう名前がよく——あるということはわかっていたのですけれども、今回わかりました。「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」長いので、このあとは「容リ協」と略させていただきますが、この容リ協はメーカーの特定事業者から再商品化に係る費用を委託料として受け取りまして、私ども市町村が分別収集をした容器包装廃棄物を引き取って、これをリサイクル業者に渡して再商品化を委託しているということでもあります。大変重要な仲介役を担っている協会であります。

南魚沼市の容器包装ごみは、約半数を今申し上げました容リ協に処理委託をしています。環境衛生センターでは、平成30年度、ペットボトルとその他プラスチックを合わせて92.3トン进行容リ協に引き渡しています。汚れのあるものを除いた総搬出量、これを総リサイクル量といっていますが、この51%になるようでありまして。残りの49%は民間のリサイクル業者に引き渡しているということでもあります。いわゆる汚れのあるものについては可燃ごみとして焼却処分をしているということでございます。

ごみの業者が別れておりまして、大和地区分は小出にあるエコプラント魚沼、この場所に処理をお願いしておりまして、総搬出量の100%であります23.1トンを容リ協に渡している、委託をしているということを確認しております。廃プラスチックの再商品化の例としては、議員が先ほど触れられておりましたが、フォークリフトなどで物を運ぶときの荷台、いわゆるあのパレットですね。それからコンクリートパネル、または床材などのほか、先ほども話があったコークス炉の化学原料などがあるということです。この容リ協では引き受けた65万

トンのうち、67%の再商品化を実現しております、残りはそのまま焼却するか、固形燃料化して燃焼し、発電などエネルギー回収を行っているということです。

一般廃棄物については、現在このシステムが非常に有効に機能しております、国内処理が可能となっております、引き受け拒否などによる影響は今のところ出ておりません。議員がおっしゃった環境省によるアンケートですが、産業廃棄物を管轄する都道府県、それから政令市及びその産業廃棄物処理業者——リサイクル業者さん——に対して、廃プラスチックの保管状況、不法投棄の状況、処理量、処理料金の変化など、主にこれらについて調査したものと聞いております。アンケートでは、昨年8月とことし3月の2回にわたって行われていまして、保管量の増加、また処理料金の上昇などの影響が今、出てきているというふうにお聞きしています。

環境省からは、緊急避難措置として、処理しきれない産業廃棄物（廃プラスチック）、これを市町村の一般廃棄物処理施設で焼却できないか積極的に検討してほしい旨の通知がきているところです。しかし、現段階では南魚沼市に対し、具体的な要請というのは来ていないというふうになっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

廃プラスチック問題は、今、非常にホットな話題となりまして、これまでもあったわけですが、ようやくそういうところになっております。動向を注視するとともに、非常に地球規模での問題というの抱えておりますので、我々もいろいろな課題を読み取りながら新たな対策方法などについて、研究をしていかなければならないと考えているところであります。以上です。

大変失礼しました。数字の私の読み間違いで、ここで訂正させていただきます。先ほど大和地区分のエコプラントの処理、容リ協に出している数字。私は22.1と……（「23.1と言った」と叫ぶ者あり）23.1トンが正しいので、もし間違っていたら済みません。お願ひします。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 廃プラスチック対策について

この質問を考えたのは、うちの近くに業者さんがおまして、その廃プラスチックを圧縮した形のが山積みになっているのが、最近どんどん増えているのです。今まではどこかに売っていた、あるいは処理していたはずが増えてきているということで、これはひよつとしたら、ちょっとあそこの敷地内に収まらなくなった場合にはどうなるのかという心配があったので、そこでいろいろ調べてみました。環境省のほうのアンケートも調べましたし、要するに輸出できなくなったから、市で燃やしてくれないかということなので、そうすると、せっかくリサイクルのために分別をしても燃やすということになれば、では市町村は頑張っで分別する意味はないだろうというような思ひが出たものですから、それで市としてはどこまで把握をしているのかということがあるので、大体国と同じ流れのところが出ていかなというふうには思っております。

しっかりと分別をしていただく。昔はペットボトルはラベルを剥いで、中を洗って、キャップを取って出してくださいますというようなところをお願ひしていたのですけれども、どうも

燃えるごみの中を見ますと、汚れたペットボトルが非常に多くなってきたというのもあって、これはゆゆしき問題というふうには思っています。ですので、結局市が単独で燃やしたとしても、とても対応しきれぬ量ではありませんので、ではどうするのかというところで、それで2番目の質問のほうになっていくわけでありまして。プラスチックの使用を減らすために、分別以外に何に取り組むつもりなのかということの質問であります。

○副 議 長 市長。

### ○市 長 3 廃プラスチック対策について

情報をありがとうございます。多分、私も毎日通っているあのところのあたりのごみの増量の問題だと思います。本当にそういうところは、ゆゆしき事態に陥らないように注目していかなければならないと思います。今ほど議員のお話のところは、本当に大変な問題だと思います。そこではなくて、今、実は市民の皆さんと意見交換をさせてもらう車座の座談会とかでも、実はこの不法投棄のことが、私になってから今回3年目の市政懇談会なのですが、これほど各地区から不法投棄の話が出ることはちょっとなくて、こういったことにも絡まないように、ぜひとも注目していかなければならないと思っています。

それで、2番目のほうのご質問の部分ですけれども、今、プラスチックごみの発生を抑えるためには、何といってもこのプラスチック製品の使用を抑制すればいいと。単純な話なのですけれども、それがなかなか難しいですが、既に大手のスーパーさんとかはレジ袋の削減のための有料化とかをいろいろ行っています。コンビニのレジ袋を紙袋にする計画、またはファストフード店さん等でプラスチックストローの——海洋動物のところにいる刺さっているとか、いろいろな衝撃的なことがありました。これらが今、非常に言われています。思い返しますと、私は約40年近く前に、よく話をするのですけれども、高校1年のときにヨーロッパのほうに行かせてもらった経験があった。そのとき既に向こうはこのリサイクルに取り組んでいて、飲み物は瓶に詰めかえを自分がするという、そういう容器のごみを出さないということ、もう40年も前に、ああいう山岳地帯の田舎町でさえもそういうことに取り組んでいることに、高校1年生ですけれども衝撃をもって見たのです。ようやくその辺がこっちに来たかというぐらいの時間かなというふうに思っているところです。

簡単に言えばごみを減らす3つのRと申しますか、リデュースというのでしょうか、ごみを減らす、そしてリユース、繰り返し使う、再資源化するリサイクルという、この3Rの推進に努めることが一番だと思っています。それぞれが、先ほど言った市民の皆さんの意識も、そして事業所の皆さんの意識も、行政もそれぞれの役割を分担してやっていこうということです。

当市として今、新しいことを何に取り組むかということですが、ちょっときょうご紹介したいのは、先ほど議員が米を使ったところが出てきた、このことです。バイオマスレジンという会社さんですね。米を原料にして、バイオマスプラスチックに取り組んでいる、これが今、南魚沼市内に立ち上がっている。これは実はごみ袋の見本です。この秋から南魚沼市、これは湯沢町も当然含まれることとなりますが、バイオマスのプラスチックを使ったごみ袋

にかえてまいります。この中をよく見ると――後で手に取って見てもらいたいのですが、米粒があるかのように見えるようなところがあります。これらも南魚沼市の米のという部分では、大変将来的に目指す方向性というのがあるのではないかという思いで、今やらせてもらいます。

よくこのレターカットは紹介してきました、プラスチックですね。これは数に限りがあるので、もし、皆さんでどうしてもという方は私の部屋に来てみてください。ぜひ、お見せもしたいと思います。この間、G20ではこの箸がちょっと話題になりました。これも米でできているプラスチックが、農業大臣会合でこういうことがお披露目されたということもありまして、今、大変ホットな話題になっているかと思えます。

これらも含めて、これからレジ袋が有料化するという中では、では、南魚沼市として目指すべき方向は、そういった業者さんとか、これは出してくださっている業者さんもいるわけだから、そういう皆さんとも話し合いをしながら、そういうことのレジ袋がまたごみ袋に変化をするということも含めて、ちょっと思いがいろいろありまして、いろいろな形で我が市が新しい方向性を生み出していける先頭に立てればというような思いもしておりますので、紹介をしておきたいと思えます。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 廃プラスチック対策について

この五日町の業者さんでありますけれども、話を会派として伺いにまいりました。その中でも、結局そのプラスチックが最終的に分解されて無機化は、今の時点では不可能だと。マイクロプラスチックとしてどこかに残るのだと。そうすると石油製品を原料とした素材をいかに減らしていくかというのが、これから大事な部分でもあるという話であったわけです。

そうすると、このごみ袋の話も新聞に出ましたし、なるほどと思いましたがけれども、市内には金型業者さんもいらっしゃいますし、それからプラスチック成型業者さんもいると。一連の流れができるというところでもありますので、その中でこの石油製品の原料をいかに減らしたプラスチックということを進めるかということ、実は南魚沼市は日本の最先端をいっているという感を持ったわけなのです。

そうすると、市でもってごみ袋もそうなのだけれども、それ以外のプラスチックを使った容器だったり、いろいろなものというのが、やはり商品化をしていって、まず市が使ってみせる。いろいろなところの例えば紙コップでありますけれども、こういうのも実はバイオマスレジンのような形の石油の原料をいかに減らしたプラスチックであるかということがどんどん広がっていくという方向が、これは非常に新しいやり方だと思っています。

実際問題、マイクロプラスチック自体をなくす場合は、今の世界のレベルでは燃やすしかないですよ。燃やしてなくなるしかない。だけれどもそうではなくて、石油の原料をいかに減らすかということになると、これはごみ産業なんていうと非常に怒られますけれども、やはり南魚沼市の特別な産業としてこれから大きく育っていく素地が非常にあると思っています。その辺についての市長の思いといいますか、考えがあればお聞かせ願いたい。



○副 議 長 市長。

○市 長 3 廃プラスチック対策について

一企業さんを行政が、そういうことを支援することはできないですけども、そういう方向性について、やはり我々が産業という視点からも含めてやっていくこと。これは全然別角度の原料となっている米のほうの我々の発信力もあるわけなので、当初からそういうふうと考えておりました。もう既におもちゃメーカーさんとも提携して、もう既に販売されています。大変有名な日本の一流のおもちゃ企業さんとおもちゃのほうも開発をしているということとか、さまざまな有名な話も含めて、いろいろな話を役員さんとはさせてもらっていますが、当初から思っていたことがやっとうこういう形で、ごみ袋という形でも実現してくるということは、非常に市民の皆さんにもこれからそういうことは大事なのだということをやっている。1つに終わらずごみの減量化とか、ごみの有機的な利用の仕方も、ほかにもつながっていける話になってくるのではないかと。子供たちにもこういうことを聞いてもらいながら、教育の場でも使っていくこともできるのではないかという思いがしています。

いろいろな備品について、できればそういうものをなるべく導入をしながら、行政サイドがしながらいくという道筋もこれから検討すべきではないかという思いもしておりますので、大変ご提言もありがたく聞かせていただきました。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 廃プラスチック対策について

この廃プラスチックについては、環境省が言うように、最終的に燃やす方向にしていくということになると、今取り組んでいる3Rでありますけれども、要は分別について、そんなことをしないでもいいのかという部分も出てきますので、そこもあわせてやはりやってみると、日本全体の中での——何遍も言いますが、石油製品を原料としたプラスチックの使用量をいかに減らすかということが、実は南魚沼市からどんどん発信ができるということです。期待をしながらということでこの質問は終わります。

4 道の駅南魚沼「雪あかり」のさらなる発展について

最後の4番目であります。道の駅南魚沼のさらなる発展についてであります。この7月でオープン7周年を迎える道の駅南魚沼である。この1年間の入り込み数は昨年よりも1.1%減り、43万2,941人となった。団体客が減り、減少傾向に入ったようである。農産物直売所も4億円の売り上げ達成も近いと見られていましたが、ここ数年足踏み状態であります。売り場面積の拡充が課題となって浮き彫りになっている。

電気自動車の急速充電設備に対する新潟県の補助が示されました。事業費の2分の1、上限100万円であります。県内にある道の駅は39か所で、そのうち充電設備のある道の駅は24か所あります。民間の人気度ランキングの県内上位10位以内に、充電設備を持つ道の駅8つがランクインをしています。持っていないのは5位の笹川流れと、8位の雪あかりであります。

民間の積算では、本体とその他工事で330万円から1,650万円、維持費が電気料と保守保

安、保険で70万円から130万円であります。道の駅に設置してある事例では、本体とその他工事で620万円、維持費が30万円というふうに出ております。急速充電は有料であり、買い物、休憩をしている間に充電ができるのが評判を呼んでいる。そこで、道の駅南魚沼「雪あかり」に電気自動車用の急速充電設備を設置し、入り込み数増を図るときではないか。これについて伺います。

○副 議 長 市長。

#### ○市 長 4 道の駅南魚沼「雪あかり」のさらなる発展について

それでは、寺口議員の4つ目のご質問です。雪あかりのさらなる発展についてであります。主に電気自動車用の急速充電設備を設置すべきであるということだと思っております。この議論は実は過去に3回あったということです。ちょっと私は記憶が薄かったのですが、最初は道の駅の建設を進めた平成22年、2度目が国が電気自動車普及のため、充電設備への補助金拡大を行った平成27年度だったそうです。3度目が民間団体「充電インフラ普及を目指す機器・工事業者組合」が、道の駅に充電器を設置し、市はその維持管理経費を賄うだけでよいという提案のあった平成29年度ということであります。しかし、いずれも導入の決定には至らなかったという結果でありました。

理由として挙げられているのが、まず、初期投資の必要。急速充電器を設置するには、まず当地域では降雪に耐える、備える上屋が必要であるということ。そして、この受電可能容量が不足していることから、電源設備を新たに増設し、容量を増やす必要があるということ。これらについて補助はあるものの、これらの投資がいずれも補助対象にはなっていないという点というふうに聞いております。電源増設で約170万円、例えば簡易カーポートで約100万円の費用がかかるという試算を行っています。

理由の次ですけれども、この初期投資費用と維持管理経費に対して、収入の見込み金額というのが非常にやはり少ない。採算がなかなか合にくいということが挙げられるということです。50キロワット急速充電器の維持管理経費が、基本料金が年間約47万円、メンテナンス費用が年間40万円と高額である反面、車の1台当たりの一般的な充電料金というのは大体500円。全国の電気自動車、これは乗用車、乗用の車の保有台数というのが、平成30年度末で約9万1,000台と少ない現状としては、なかなか多くの利用と収入が見込めないということだそうです。

さらに平成27年に調査結果が出ていまして、この近くで言うところの道の駅みつまた、それと関越自動車道の石打サービスエリア、ここで実際どのぐらい使用されているかという、毎月2台ということです。この状況を見て、現時点で充電設備の導入というのはなかなか慎重にならざるを得ないということが、市の見解というふうになっております。六日町も確かローソンさんでしょうか、あそこにもあります。私もあそこで充電しているのを今までに1回しか見たことがなくて、毎日気になって見ているのですけれども、この辺がどうするかということだと思います。これから電気自動車が増えたり、いろいろなことになれば当然これは視野に入れるべきことかもしれませんが、現時点ではそういう見解となっておるとい

とをご理解いただきたいと思ひます。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 道の駅南魚沼「雪あかり」のさらなる発展について

過去3回と同じく費用対効果ということていくと、非常にマイナス部分の金額が大きいことは大きいのですが、インパクトが非常にあるというのは、3日ほど前でしょうか、世界の傾向として、ガソリン車、ディーゼル車を全廃して、電気自動車に変えていくということで、日本のメーカーも電気自動車等を本格的に整備する。ちょっと話題になったメーカーさんが確かe-POWERということで電気自動車を出しておりますので、そんなのしかないということだったのですが、道の駅の入り込みというふうて考えたときに非常に少ないと思ひながらも、非常にインパクトはあるというふうな思ひがあるわけてす。

てすので、早急にはとてもこれだけの費用を出せないといつても、民間の見積もりを見ましたら、最近はやはりぐつと減つてきてるというのてわかりましたので、当然研究を続けながら、やはりこういうインパクトを与えながら道の駅の入り込み数——入り込み数といつても、要するにあそこは四季味わい館のほうの売り場面積が小さいというのて、これはどうしようもないものなだけですが、そこをいかに増やすかということになると、やはり電気自動車の方たちがあそこに集まってくるという、そういうふうな集客のインパクトを与えていくというふうな1つの方策は非常に大事かなというふうて思ひています。そこら辺も研究の余地は多分あるのてらうと思ひますので、今現時点ではちょっと導入は無理だといつても、二、三年のうちに研究をしていつてどうなのかというところについて、研究の余地は大いにあるのてというところがあればお聞かせ願ひたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 4 道の駅南魚沼「雪あかり」のさらなる発展について

そういうふうて申し上げようて思ひていました。当地がこの市民もそういう車がだんだん増えていくてらうということは当然予想されますし、観光地である以上、これらについてできないという話をするのではなくて、やはり注目をしながらいつの日かの段階では、やはりそういうことて取り組むべき必要があるのではないかと思ひたのが、ちょうど先月からいつたいろいろな企業さんて、電気自動車の部分がものすごく増えてるということて読み取っていますので、その辺からも……（制限時間を知らせるブザー音あり）

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 以上て寺口友彦君の一般質問を終わります。

○副 議 長 質問順位 11 番、議席番号 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 傍聴者の皆さん、大変ありがとうござひます。お忙しい中、恐縮でござひます。中沢一博でござひます。通告に基づき一般質問をさせていただきます。今回は大項目 3 項目を質問させていただきます。

1 当市における食品ロスの取り組みについて

最初に 1 点目。当市における食品ロスの取り組みについてお伺ひいたします。この質問に

つきましては、私は平成 28 年 6 月議会でも質問させていただきました。当市においてはその後、かなり積極的に見える形で進んでいるかと思いますが、この食品ロスに関しまして、昨今、かなり社会問題になってきております。この進捗状況も合わせた中で再度質問をするものであります。

ご承知のとおり、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている。いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国においては喫緊の課題といえます。国内で発生するこの食品ロスの量は、年間で 643 万トンと推定されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約 2 倍に上ります。政府は家庭での食品ロスの量を 2030 年度までに半減させることを目指しております。事業者を含め、食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、今や必要不可欠であります。

この食品ロス削減をしていくためには、市民一人一人がおのこの立場において主体的にこの課題に取り組み、そして社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしないという意識の啓発を図っていかねばいけないわけでありまして。まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、また災害等により必要な食べ物を十分に手に入れることのできない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要であります。

ますます国、この地方公共団体、また事業者、消費者等が一体となって、食品ロス削減に向けて取り組みを進めるためにも、今後は推進計画が必要になってくるというふうに思うわけでありまして。そうした中で当市の取り組みについて伺います。

1 点目でありまして。消費者や事業者への知識の普及や啓発についてであります。当市は隣接自治体と連携して進めていることは、大いに私は評価したいと思っております。しかし、今後はさらなる推進が必要と感じますが、取り組みをお伺いするものであります。

2 点目でありまして。この食品関連の事業者の取り組みに対する税制上の支援も必要かと思っておりますが、今後の方向性をお伺いするものであります。

3 点目でありまして。今後、国を挙げてこの食品ロス削減を進める中で、顕著な功績を残した人や団体への表彰等についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

4 点目でありまして。最後になります。このフードバンク活動の支援についてお伺いいたします。企業や個人からまだ食べられる食品の寄付を募り、子供を含めた貧困対策にどうつなげるのか。先般も当市においてチラシ等で、フードドライブの開催キャンペーンを広く市民の皆様へ寄附を呼びかけているところであります。このフードバンク活動の支援については、当市としてどのように支援を行うのかお伺いしたいと思っております。

以上、大項目 1 点目、当市における食品ロスの取り組みについて壇上からの質問とさせていただきます。

**○副 議 長** 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。  
市長。

**○市 長** それでは、中沢議員のご質問にお答えしてまいります。

## 1 当市における食品ロスの取り組みについて

当市における食品ロスの取り組みであります。まずは消費者、事業者への普及、啓発の問題。大変大きな問題とっております。これまでも多くの議員からこの食品ロスのことについては質問が重なってまいりました。ことし5月24日に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が参議院で可決成立をし、まさに国を挙げてその対策に、具体的に着手する段階となったと思います。今後はまず国がこの削減の推進に関する基本方針を策定し、それを踏まえて今度は都道府県が推進計画を策定。これに基づいて市町村、私どもが推進計画を策定していくということになるかと思っております。令和元年度は食品ロス削減元年ともいえるような新しい出発の年なのかなという思いもしております。

これまでの当市の取り組みについてですが、平成28年度から魚沼市、湯沢町を含めた2市1町で「食べ残しゼロ運動」、ご存じのと通りの運動ですが、これに取り組み、コースター、チラシの配布などを通して普及、啓発を行ってきました。平成29年度には「おいしい食べきり運動」というふうに名前が変わって、同様に取り組んだところであります。平成30年度には、啓発用品のキャラクターを、もったいないとつぶやいている、あの「おにぎりくん」というイラストに変更し、三角柱のポップとか、宴会の五箇条チラシなどを配布して、特に宴会の食べ残しが多いということで、この削減に取り組んでまいりました。

各事業者さんには、食べきりやすいハーフサイズの設定だとか、小盛りのメニューなどを策定もしていただく中で、15店舗から実際にハーフサイズメニューの設定をしていただくなど、地道にそういう活動をしてきたというところであります。子供たちに向けて、これは教育も含まれておりますので、先ほど言ったキャラクターの「おにぎりくん」のポケットティッシュなどを配布したりということや、もったいない意識の普及に努めてきたところであります。

私もその一助になろうかと思って、例の「石場かち」という郷土の歌を、歌うまではちゃんと着座して食べましょうということ。この実践に、歌を聞くのが飽きられた方もいる中でやってきました。これが普及してほしいという思いでやってきたわけでありまして。

あとは、最近まだ皆さんが私のやっているのを見たことがない人が多いと思いますけれども、タッパーを持ち歩くようにしました。昔の小千谷の市長さんというのがもったいない運動をしたということで、これは本当に私も食品衛生協会の会員の1人なのでわかるのですけれども、食品衛生上、本当は持ち帰らせたくないという指導があるわけです。しかし、自己責任において、これをやっていくということが非常に大きいテーマではないかという思いであります。そんなことをやらせていただいております。

2つ目の部分であります。今ほど議員から税制上の支援がという、この事業者の取り組みに対する支援ということで、ちょっと耳に触れたのですけれども、そこを全く想定していなかったもので、答弁が全く違う向きになってしまうかもしれません。私はちょっとわかり得ないので、もしありましたら、後で教えていただきたいとも思っているところなのですが。これら飲食店、宿泊業者の支援については、啓発用品を配布していただける、また協力いただ

けるところについては市のウェブサイト上で、それぞれの店舗の皆さんの名称、これらの情報を掲載させていただき、取り組みの内容とお店のPRを我々が手伝うという関係で、そういう意味で支援をさせていただいているかと思えます。現在34店舗から協力をいただいておりますが、協力依頼をした総店舗数の1割にも満たない数なのです。さらなる拡大を図る必要が本当にあると考えています。

平成29年度末の段階で、これら協力店、そして宿泊施設の皆さんにアンケート調査を行っています。45件の回答がありましたが、約半数は「お客様の反応は好評である」、また「食べ残しが減った」と感じているということですが、「無関心だ」「変わらない」という回答も3分の1ほどあるということで、相半ばした状態であります。

取り組みが進まない要因というのを考えておりますが、まず、「メニューの種類が増え煩雑になる」。そして「料理が少ないとサービスが悪いと思われるのではないか」という意識が、これがなかなか根強いということが考えられます。明確な効果をここで示すことがなかなか難しいのですけれども、心苦しく思いますが、広範囲に、継続的に働きかけを行うことで、市民の意識を徐々に変えていくことが大切ではないかと考えているところであります。

3つ目の食品ロス削減で顕著な功績を残した人や団体への表彰ということでもあります。この新しく定まりました推進法の第16条に、この部分が明記をされております。そして、自治体はこの表彰を行うよう努めるものとする、そこに書かれております。国においては農林水産省、そして経済産業省においては既にこういう表彰例があるようですが、南魚沼市においても法の趣旨にのっとり、表彰制度の検討を行う必要があると認識をしております。盛り込んでいきたいと考えております。

4つ目のフードバンク活動の件であります。ご存じのとおりであります。フードバンク活動の趣旨については、先ほど議員がお話くださいました。大変食品ロスの削減にも大きな効果を持つ活動だと思っております。今ほど申し上げましたこの推進法の第19条においても、これらの活動を行う方々との連携強化、そして民間団体への支援、これらを講ずるべきだ、講じなければならないということが規定されております。今後、盛り込んでいきたいと考えております。

当市におけるフードバンク活動については、ご存じでない方も多分多かろうかと思えますのでご紹介すると、NPO法人フードバンクにいがた長岡センター、ここが南魚沼市社会福祉協議会と協力をして取り組んでおります。この南魚沼市社会福祉協議会さんでは年に3回、常温保存が可能で、賞味期限が2か月以上残っているという、また未開封の食品の寄附を呼びかけております。そういう意味でフードドライブを実施しているということでもあります。

このご寄附いただいた食品は、市内で必要とする分はこちらで保管をさせていただき、これを超えた分を、今ほど申し上げた長岡センターに寄附をしているという状況でございます。子供の学習支援事業の際に利用するなど、南魚沼市としてはそういう使い方をさせていただいていると。また、あとは生活困窮者の皆さんに対する緊急の食糧支援ということで利用させていただいております。

いずれにしても、提供された食品がその地域の中で消費をされていく、そういう仕組みづくりが重要と考えておりますし、一例だけ申し上げて答弁を終わりたいと思いますが、このフードバンクは平成30年度の支援実人数は30人です。そして、延べ支援回数は62回となっております。

また、このフードバンクとは別なのですけれども、私もいろいろなところでお知らせはしているのですけれども、独自活動として南魚沼市社会福祉協議会さんがお米の寄附活動というのをやっています。相手先は埼玉県深谷市の社会福祉協議会さん宛てであります。これについては年々この寄附量が増えてきておまして、昨年度は贈呈式にわざわざ深谷市長さんが当市を訪れてくださり、私も同席をさせていただく中で、1,200キログラムを超える寄附量を深谷市の社協さんにお渡しをしているということでございます。ごめんなさい、その中の720キログラムが深谷市、全体量としては1,200キログラムということでございます。大変喜ばれ、深谷市長さんから厚い感謝の気持ちがこちらに伝わってきております。以上です。

**○副 議 長** 一般質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時20分といたします。

[午前11時53分]

**○議 長（小澤 実君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後1時18分]

**○議 長** 一般質問を続行いたします。

16番・中沢一博君。

**○中沢一博君 1 当市における食品ロスの取り組みについて**

それでは、1点目の当市における食品ロスの取り組みについて再質問させていただきたいと思っています。最近、私もあまりテレビは見ないのですけれども、この前ちょうど見ましたら、通告した後にもこのことが大きく報道されていまして。また、新聞等にも載っておりました。そのぐらいやはり今、社会的に本当にみんなが関心を持ってどう取り組むかという、そういう部分であるというふうに感じたわけでありまして。

今、発展途上国が食糧不足でいるそういう実態。そして、餓死で本当に苦しんでいる。世界の9人に1人がそういう食糧不足でいる実態を、私も再確認させていただいたときに、本当にこれでいいのだろうか。発展途上国の5歳になる前の子供たちが、何と年間に500万人も命が失われている。そういう実態を鑑みたとき、私たちは人ごとではなくしてやはり自分のものとしてどう取り組んでいくか、本当に私は切実に感じた次第であります。

この食品ロス、今、年間643万トンというふうに言われておりますけれども、食べられるのに捨てられている、破棄されている。自分自身も、昔の人間と言ったら大変恐縮ですが、もったいないという時代に生きてきた人間の1人として、やはり私は本当に深刻に、また教育——これからの子供たちにもこういう大事な部分というのは間違いなく伝えなければいけないのだな。そういうことを感じる次第であります。

そんな中でも報道があったように、大手コンビニ等でも実質的値下げという、ポイントで

還元するという、そういう面では私は新たな、今までの定価、価格というものを値引きして今のスーパーさんみたいな部分がこれから多くなるということは、大きくこれは動き始めるというふうには私は実感をしているわけでありまして。

その中で、市長が登壇されたときおっしゃったように、市長みずからも一生懸命やられる。宴会のときに上手な歌を歌って、美声で石場かちを歌って、私たちに絶対 15 分間は席を立てはだめだと、食事に専念しろと。市長みずからそういう部分に私たちにアピールというか、本当に教えてもらっているというふうな感じがいたします。

私、きょうあえて、申しわけないですけども、こういうのを持ってきました。「食べきり運動実施展開中」。我が家でもこういうことをしております。そして、今、すごくいっぱい行政も頑張っているというのです。この食べきりコースターを置いてあります。また、私たち消費者も、昔持って帰るのが本当に格好悪かったという時代がありましたけれども、今は市長ではないけれども、タッパーを持っていく人が格好いい時代になっているのですよ、はっきり言って。お店にお持ち帰り希望カードというのがあるのです。これはすごいと思います。ここを、言わなくても「お願いします」と言えばいいのですよ。幹事さんなどにもこういうのをどんどん啓発しているのですね、こういう五箇条。こういういいことをどんどん我が市としてもやっている。

にもかかわらず私が言いたいのは、なぜ先ほど市長がやっている中で、これだけ多い中で我が市は 34 店舗しかやっていないのか。いろいろあるかもしれない。先ほど市長が言ったように今なかなか飲食店も、食べきりといって少なくやれば、「こののしょはごちそうがないな」と言われてしまうのです。いろいろそういう部分も考えた中で、本当にみんなでこの部分に関しては取り組んでいかなければいけないというふうに、私は感じるわけでありまして。この点、市長、市長みずから切々たる形で訴えている市長としてどのように、消費者の私たち、皆さんに発信しようとして、また思いというものをお聞かせいただければありがたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 当市における食品ロスの取り組みについて

まずは 1 番、今回、冒頭の答弁で言ったとおり、立法化されたこと。これは随分意識づけ、それから対応・対策が進むのではないかという思いです。世界的なというか、最近非常にそのことがニュースになってきているのも、やはりいろいろな意味で社会の問題、課題として、その一番の最たるものとして立法がされていくということが、非常にこれからの弾みになるのではないかと思います。まずはそういう点。

そして、やはり議員が指摘をされているように、この参加店舗が——店舗、事業者の皆さんがいかに増えるかということが、まずあると思います。それと、今ほどいろいろな三角柱のタペストリーといいますか、そういったものとか、持ってきてまでいただきました。その中で一番いいのは、やはり、持ち帰りを希望しますということを表示ができるというやり方、随分そこが大きいのではないかと私は思います。



例えば宴会等の最初の段階で、座っていてもなかなか進みません。逆に言うと、温かいものは温かく出し、冷たいものは冷たくして出すという今のやり方がどんどん進んでいますので、順次持ってこられるのです。最初の15分だけではとても間に合わないわけで。私は実感として思っているのは、席についてお開き、中締めまでの間のところを「ちょっと座りましょう」という言い方をしようとしています、あれもあまりできないのです。それよりも中締めしてすぐ立たせない、それが一番かなという思いがしています。あとはタッパーの持ち込みとか、さっきの持ち帰りを希望するなど、なかなか大きいので持って歩くのは結構容易ではないところもあるのです。なので、できればご自分の判断で、そのかわり自己責任ですよ、ということが、そういう思想が徹底しないと立法だけではだめですし、何か合わせ技でいかないとだめだなという思いが常にしています。

昔は、前にも話したことがあります、親の姿を見ていけば、自分でやはりにおいを嗅いで、ちょっとあれかな、傷み始めているのかと思ったら我々の親は火を入れました。そして物を大切にしました。何か表示の法律とかいろいろ厳しくなって、賞味期限——私も店舗をやっている商売人の1人として、たまたま見落としていた表示の賞味期限が、わずか1日ずれているだけで、子供を目の前にした親がですよ、我々その店員というか店側に対して、ものすごいクレームをつけたのです。それは本当の教育だろうかという、私はちょっと思いがします。あれはおいしく食べられる期間ですから。

例えばそういうこと1つを見ても、常に人のせい、こういう社会風潮が何か今の持ち帰り運動とかそういうことに全部つながっているような気がしてなりませんので、まずは自分の力、自分の生き抜く力というか、そういうことまで話が及ぶのかなという思いがありますが。もう一回繰り返してになってしまいますが、それを超えて立法がされて、物を大切に、食べ物を大切にすることが国でもできたということが、大きな弾みになるのではないかなというような思いがしています。それと我々の展開としては、やはり店舗さんを広げてその考え方を広めていくということにあるのではないかと思います。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市における食品ロスの取り組みについて

市長からご自分の体験等を通して、前のときだったでしょうか。部長に消費期限と賞味期限の違いわかりますかと言って、さすが部長はきちんと答えられたのが、今でも私は脳裏に覚えております。多分、卵の部分でおっしゃっていただいたと思います。そういう基本的なことが今あまりにも勘違いされている人が多いわけです。本当に世界の食糧援助量の2倍をロスしているということ。やはり私たち、これは恥じるべきだと思います。そういうことを言っていかなければいけないと思いますし、今、市長が言ったように、むやみに賞味期限の追求というのをやはりすべきではないのかと。

今、カップラーメンのあれが今度は延びますよね。カップラーメンが多分、賞味期限が延びるのです。やはり消費期限と賞味期限というものをきちんとすることによって、また事業者であれば、3分の1ルールというものを2分の1ルールにすることによってかなり違って

くるわけでありますので、そういうことも私どもは行政としてやはり教えていくことも大事であるかと思えます。

なぜそんなことを言うかという、実は事業系の食品ロスというのは、5万トン昨年度減っているのだそうであります。だけれども、家庭から出る食品ロスは2万トン増えているのだそうであります。本当に消費者というか私たち家庭というものが、今後いかに大事になってくるか。我々1人当たりになると、米に換算すると54キロだそうです。大変な量になります。そういうことをやはり消費者に対して取り組むということが、私は大事だと思っています。

あえて市長の部分聞いて、今、担当部署もいられるかと思えます。担当部署もこれだけ一生懸命やりながらなかなか進まない。現場として歯がゆい気持ちでいるかと思えます。ぜひ、目標等も含めた中でどのようにされているのか。もし、市長がお許しならばお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 当市における食品ロスの取り組みについて

前線で頑張っている担当のほうから答えてもらうようにします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 当市における食品ロスの取り組みについて

大変いい題材で取り上げていただきまして、我々も今、本当に一生懸命取り組んでいるところであります。なかなか店舗数が増えない、あるいは若干最初始めたころよりは減ってきてしまっているというところもあります。いろいろな原因がありましようけれども、地道に取り組んでいらっしゃる方は、会議等でも、やはり効果はありますよと。そういうことを理解してくださるお客さんに対しては非常にアピール効果があります。ただ、それがなかなか定着しない、あるいは一過性の店舗についてはなかなかそれが打ち出しにくいという点もあるかと思えます。

ただ、地道にこれは国を挙げて取り組んでいくことで、やはりその裾野は広がっていきたくらうと。それに乗って我々も今まで培ってきた、あるいはやってきたことを地道に訴えかけていく。決してやり方がずさんだとか中途半端なことをしているつもりはありません。これは、事業者の方々がやはり意識を持ってやってみようという気持ちになっていただくことがまず第一でありますので、地道に我々も取り組みさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市における食品ロスの取り組みについて

目標等云々は別としまして、ぜひ、地道に取り組んでいただきたいと思います。調べたところ、私たちが4人家族であるならば1年間に6万5,000円をどぶに捨てているそうであります。今こういう状況の中でもったいないことはやはり少しでもという部分を、みんなで言い合いながら進めていきたいというふうに思っている次第であります。

そうした中で2番目の事業者の取り組みの支援について伺います。食品ロスの取り組みについて、今後、行政としても法が策定されたわけでありますので、多分、基本計画というものをこれから策定する段階に入っているかと思うのです。その中、私なりにも調べた中で事業者の責務という部分を見ますと、政府や自治体に協力し積極的に取り組むよう努めることを明記されています。「積極的に取り組むように」というふうに、そういう文言が調べたら入っていました。

やはり今、この事業者という部分、我が地域には食品関係がでかい部分だけではなくていろいろあるかもしれません。先ほど出た、特に飲食店関係が多いわけであります。私は遠慮することなく、そういうことは地道であるかもしれないけれども、積極的にもう少しアピールしていても、皆さん方、やはり業者というのは、例えば飲食店関係は自分たちが思っても消費者が変わらなとなかなかできないのです。やはり消費者みずからがそういうふうな認識に立っていただかないと、なかなか店舗のほうはできないというのが現実かと思っておりますので、そのことをぜひ、ひとつお願いしたいと思っています。

そして、私は質問が下手で申しわけなかったのですが、事業者の取り組みに対する支援で税制上の部分ということをお聞きさせていただきました。この部分、大変失礼だったのですが、私がちょっと勘違いしていたらあれですが、今までこの部分は、例えば事業者が結局フードバンク等に寄附した場合は、寄附行為、寄附扱いになるわけです。今度は全部全損——要するに全額損金として計上できるというふうに私は聞いたのですが、そういう情報というのは担当者に入っていますか。

これによって大きくある面では、今までの部分を損金で計上するならば、今まではちょっとなかなかできなかったけれども、いや、では今度はしようということも、気運が高まるので、ちょっと私が早とちりだったら大変恐縮です。全然違うのですが、それがもし掌握を少しでもされていたらお聞かせいただければありがたいと思っています。それによって地域の人たちも本当に積極的にまたできるのではないかというふうに思うので、ちょっと確認の意味で、大変恐縮でございます。間違っていたら大変失礼でございます。

○議 長 市長。

○市 長 1 当市における食品ロスの取り組みについて

先ほど1回目のご質問のときにちょっとその辺は全然想定していなかった言葉が出てきたので、税制上の優遇というか、支援。これはちょっと私がかかっておりません。なので、わかる範囲内になるかもしれませんが、担当の部長または担当者に答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 当市における食品ロスの取り組みについて

私もその点、ちょっと勉強不足でわかりません。特定のNPOに対する寄附という行為で、寄附行為でもって税額控除が受けられるかどうか。物でした場合もそれが損金でもって計上できるか。全く新しい知見であります。ちょっと私も資料を持っておりませんので、申しわけございません。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市における食品ロスの取り組みについて

私が間違った質問をしているかもわからないので、それに関してはもし違っていたらお許しをいただきたいと思っています。私はもし、そうだったらありがたいと思っております。それは何かというと、次の最後のフードバンクの部分であります。これは私も調べさせていただきました。今、当市においてもこの6月はキャンペーン月間です。一生懸命やっております。それに関しまして、本当にそれがもし可能であるならば、例えば国税庁とか農林水産省がフードバンクへの食品提供が全額損金で計上できるようにするならば、事業者が安心して食品を提供できるという形に私はなるというふうに感じているわけでありまして。そういう部分を、今後、ちょっとまだわかりませんので、そういうことを望みたいわけでありましてけれども、そういうふうになれば環境もかなりなってくるのかなど。

なぜこんなことを言うか。先ほどフードバンク——柏崎から出発して新潟、そして長岡——私たちの長岡センターを中心として社会福祉協議会から頑張らせていただいているわけですが、今まで調べさせていただいたら、やはり個人の方しか寄附されていないのです。事業者はないのです。そして、2月にしたときも11キログラムだったというふうにお聞きしました。そうしたときには、私どもがこれからする部分に関してはまだまだ少ないのではないかなというふうに感じております。

先ほど市長がおっしゃったように、我々の地域は秋になるとお米がいっぱい出て、例えば言葉は悪いですが、古米になるようだったら、ぜひ、多くの人に少しでもという形で、深谷市さんの話があって、深谷市さんと物々交換をしているというふうな実態もお聞かせいただきました。私は、本当にだめにするのだったら、そういうふうな形で私たちの地域でも、我が家でもできることを、もう少しみんな考えていくことが大事だというふうに思います。

私がそれで望むことは実は何かと申しますと、今、7人に1人が貧困状態であるというふうな形、これは市長もご存じだと思います。子供の貧困率は13.9%であります。そして、母子世帯の8割が生活に困っているという実態の報告を受けている中で、例えば市長が言ったように、子ども食堂とかそういうのが今、全国的にもはやっております。朝に学校給食などという形で教育部門でも始まっているところもあるみたいであります。

私が市長にお伺いしたいのは、我が地域には12の地域コミュニティがあります。もし、フードバンクとかそういう部分がいっぱいこれから提供できるようになった場合、その地域のコミュニティの本当に人生経験の豊かなおじいちゃん、おばあちゃんとともに地域の子供たちが一緒になって、例えばご飯のつくり方だとかそういうことができないだろうか、すごくそれを感じるのです。

なぜこんなことを言うかという、大変恐縮ですが、春に大手企業の新入社員の研修会がありました。そのときに見ましたら、昼間、野外訓練をやって、こちらのほうで食事を提供するのではないのですよ。あえて食材だけ用意してくださいと。あとは自分たちでつくらせてください。なぜそんなことを——私どもは自分たちのほうが簡単ですが、な

ぜするのですかと言ったら、これからみんなひとり立ちしていくわけですから、自分で食事ができない子が今いるのですと。そういう子供たちにやはり訓練も教育の一環としてやりたいのですという、そういうことをして実際に実施いたしました。

私は12の地域コミュニティのすばらしさ、これがもしフードバンクというか、これが多くなるようだったら、そういう私たち12地区でモデル地区をつくった中で、できることは進めていかれないのだろうか。市長がよくそういうことをおっしゃっていますけれども、そういう部分。市長、こんな私みたいな考えで大変恐縮ですけれども、私はいいことではないのか。もしできれば、というふうに思います。難題がいっぱいあるかもしれませんが、率直な市長の見解をお伺いしたいと思うものであります。以上であります。

○議 長 市長。

○市 長 1 当市における食品ロスの取り組みについて

お聞きいたしました。今もう既に始めているフードバンクのあり方と、またちょっと別の角度かなという話に思うのですけれども、我々の地域において、例えば今も子供たちのいろいろな学習の支援事業の際に利用させていただいたり、社会福祉協議会のところですね。それから貧困の生活困窮者の皆さんに対する緊急の食糧支援としてもやっているということですが、地域づくりという観点とか、何度もいろいろなテーマから12の地域でいろいろなことがこれから形づくられていかないと、なかなか我々のような地域は難しいのではないかという中に、子供のそういう——例えば、渋谷区こどもテーブルの話を聞いたことがあって関心を持って見っていますが、いろいろ全国に今、子供の貧困が言われて、子どもテーブルというか食堂ができ上がっています。

これらはまだうちの地区としては、例えば1か所だけできたって通ってこれなければ困るわけですし、そういうような自分の歩く範囲というか、そういうことでいくとやはり学校区範囲。しかし、それが我々のところは、12の地域の地域づくり協議会が組織をされている範囲というのが、まさにそうでないかということがあって、これは子供たちだけではなくて、これから圧倒的に1人住まいのお年寄りが増えます。男女は平等なのですが、男性だけ残された場合は、特にそれが食事関係が大変になるということも含めてあるでしょうと思っています。これらのことも含めて決して子ども食堂だけではない、そういう人間的な地域コミュニティをやっていくには、また直面している課題を解決するには、そういう範囲でいろいろなことができていかななくてはならないだろうと思っていますけれども、そこにフードバンク的なものの中の一助として入り込んでいくということは、十分これは考えられることではないかと思っています。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市における食品ロスの取り組みについて

市長の熱い思いというか、地域を思う思いを、今、聞かせていただきました。本当に私たちの地域には元気で力のあるお年寄りがいっぱいいますので、ぜひ、そういう部分を地域のコミュニティに生かしながら、いろいろな部分で各部署と連携しながらやっていただくよう

に、一歩でも踏み出せないかということをご期待したいと思っています。

環境分野で初のノーベル平和賞、市長おわかりのとおり、マータイさんですね。あの言葉、「もったいない」。本当に日本で生まれた言葉が世界でああいう形になったわけであります。この言葉を、私たちはもう一度原点というそういう部分をやはり大事にしながら、この食品という部分にもう一度、真正面から取り組んでいきたいというふうに思っている次第であります。

## 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

2点目に移らせていただきたいと思います。子育て世代包括支援センターの開設推進についてお伺いさせていただきたいと思っています。日本の明るい未来には子供の健やかな成長が欠かせないわけであります。子供の健康を守る施策として子育てしやすい環境づくりを進める大切さを感じる1人であります。

今、核家族化、地域とのかかわりの希薄化が指摘されている中で、妊婦の不安や悩みに合わせた適切な助言・指導を行う、切れ目ない支援体制、子育て中の母親に対する思いやりを社会全体で育むことも私たちは忘れてはならないわけであります。今までもこのことに関しては、私もずっとご承知のとおり何回も議会でご報告してきましたけれども、そうした中で市長から、子育て世代包括支援センターの開設を来年度中に何とか開設したいというご答弁があったわけであります。これを私は大いに期待したいというふうに思います。あえて確認させていただきます。来年度中に開設は、いろいろハードルはあるかと思いますが、大丈夫かどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

### ○市 長 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

それでは、中沢議員の2つ目のご質問、子育て世代包括支援センターの件であります。昨日の田中議員との質疑の中で大分お話をしましたので、重複する部分をご容赦いただきたいと思います。国が妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うよう、子育て世代包括支援センターを、来年度になります、令和2年度末までに設置することを努力義務として言われているわけであります。努力義務なのですが、現在、県内には既に設置済みのところもございます。

昨今の少子化、核家族化、孤立した余裕のない子育て、そういう環境など、親子を取り巻く環境の変化に対応した利用者目線の寄り添い型の支援が求められていると思います。これらを充実させることで支援者と、また子育て家庭の信頼関係が生まれていく。そして、乳幼児の健全な育成、例えば、あつてはなりません虐待の予防等これらにつながるものと考えております。

この目指すべきセンターは、関係機関の有機的な連携、また母子の切れ目のない継続的な支援という意味で果たす役割が非常に大きい。なので、当市においても令和2年度末をめどに設置ができるように、保健課・子育て支援課を中心として協議を進めておりますので、よろしくお願ひします。決して箱物ではなくて、連携システムの構築が一番だと思っております。

すので、そんなふうに思いながら市役所の方も進めてまいりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

了解いたしました。確認させていただきました。私がこんなこと言って——本当にいいことなのですけれども——私は平成 27 年、平成 28 年と特にこのことはあえて言ってきました。その中で平成 28 年 12 月、多分、市長が一番最初に当庁したときかと思うのですけれども、そのときにいろいろ協議した結果、やはりセンター方式でやりたいと、そういう報告をいただいたのです。それは各課と——いや、センター方式ではなくして連携方式でやりたいというふうにあったのです。それで、私はずっと、お年寄り、高齢者にはそういう包括支援センターが、ワンストップであるのに、なぜ子供さんにはないのだろうということをずっと訴えてきました。その中で担当部署は連携方式でやりたいと言ったのです。そして、いろいろ協議したのですけれども。

そうした中で今回、私はこういうことを否定しているわけではなく、これはいいことであり、本当によくぞ踏み切っていただいたというふうに思うわけでありますけれども、私は担当現場の皆さんに聞きたいのです。ではなぜ、あれだけ連携方式で私たちはやりますと言っていたのにセンター方式に変えたのですか。努力義務だからやるのですか。そのところをちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

私のほうで指示しないと答えられないので、担当には答えてもらおうと思っています。思っていますが、私も就任したときのことを言葉の一句一句までちょっと覚えていないところもあって申しわけないのですけれども、もう一回、自分としては見返しますが。その後、例えば我が国におけるものすごい数の虐待の問題や、さまざまなことが起きてきていると思います。それらも含めて、その時点と今の時点で考え方が改まっていくというのは、悪いほうに改まるわけではありませんから、それは議員もご理解いただけたと思います。なので、その部分を見守っていただきたいという思いを持ちながらありますが、今のご質問にはちょっと答えたいと思いますので、担当のほうに答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

今ほど議員のほうからお話がありましたとおり、確かに当初においては、福祉保健部の中でセンターではなく連携方式を進めていくというふうな考えを持っていたことも事実です。その後、今また担当の職員も研修を受け、また実例等も見てきた中で、再度検討することになり、本当に令和元年が始まってといいますか、平成 31 年度の中で新しい体制の中でもう一度協議を行った中で、センター方式を採用していきたいというふうな考えに至っているところ。これはまだ部内での調整の中で、全庁的に最終協議に至っておりませんが、

現在部内の中ではそういった方向で行きたいというふうに考えているところです。

その大きな理由としましては、昨日の中でもお話があったかと思えますけれども、妊婦さんに対しまして、全員の方に今まではアンケートで済ませていたところを、やはり全部に面談して聞き取りをやっていこうというところがあります。そういったふうにただ指導するというだけではなくて、全ての妊婦さんと寄り添いながら子育てについて一緒に考えていこうというところをこれから考えていく必要があるというふうに思っておりますので、そうなることややはりわかりやすいように、1つのところに行けば、そういった指導を、また親身になって聞いていただける職員がいるのだということをはっきりとさせていくということもあるので、センター方式というのを現在は考えております。以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

決して否定しているわけではなくて、本当に私は頑張っていたきたい、エールを送る意味であえて聞かせていただきました。ぜひ、いろいろな関門でマンパワー等が足りない中で、市長もおっしゃったように、やりますと言っているわけでありますので、担当現場は何が何でも、ひとつそういうふうに決めたわけでありますので、それに向かってできませんでしたということがないように進めていっていただきたいと思っています。先ほど市長が言ったように、箱物だけではなくして、本当に全てをそういう形で網羅して進めていっていただきたいと思っています。

その中で今、部長がおっしゃいましたけれども、今、児童福祉法に乳児家庭全戸訪問が出ております。それで今、それをおっしゃいました。我が市は全戸訪問と言っている中で、会えているのは92%でしょうか、95%でしょうか。私が一番心配しているのは、難しいのですけれども100%ではないということなのです。今一番問題になっているのが、会えない人たちがどうなっているのだろうかということが一番私は気になるのです。これは多分、現場が一番そういう部分を切実に感じていると思えますけれども、担当現場としてどのように——100%会えないという部分からしてどのように感じていただけるのか。市長にこんな話を聞いて大変恐縮でございますが、大事なことなので、現場が頑張っているのであえてお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

これは担当のほうに答えてもらうことにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

今ほどお話がありましたとおり、2.5 か月訪問、4 か月訪問、その後も続くのですが、そういった本当に生まれて間もないときの訪問につきましては、今、議員がおっしゃったとおり、95%から98%ぐらいの中で移行しているかと思えます。もしも会えなかった場合につきましては、確実に連絡をとにかくとることをしておりまして、その電話連絡等につきましては、



それで100%の方との接触はできております。

ただ、今、議員がおっしゃったとおり、直接会うということの大切さというものもありますので、その点につきましては、訪問が100%に達するようにこれからも努めていきたいというふうに考えております。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

我が市には、マスコミ等と言われるようなああいう状況はないと思います。ですけれども、やはり今の言葉ではないですけれども、ぜひ、会って何とかできる体制、今、電話等で好き勝手言っている、この前はそういう事件も目の当たりに私は感じたものですから。我が市にはそういうことはないと思いますけれども、ぜひ、ご努力、今のお気持ちの中で努力をしていていただきたいと思っています。

その中で本当に小さい、ささやかなことを聞いて大変恐縮ですけれども、政治というのは小さな声を聞く力から私は出発すると、自分個人的には思っているもので他意はなく、ただ聞いているわけであります。思っておりますので、あえて聞かせていただきます。今、担当現場の皆さんが来ていますから聞かせてもらいますけれども、切れ目ない支援をしていきたいということでありました。それは本当にありがたいと思っています。その中で乳幼児健診の時間帯なのです。それをちょっと聞かせていただきたい。乳幼児健診は、我が市は受付時間が多分1時から1時15分となっていると思います。私はなぜ乳幼児健診が小さい子供の昼寝の時間帯にあえて受け付けをやっているのか、担当現場の皆さん、どういうふうに思っておられますでしょうか。小さな声が私のところに入ってくるものですからあえて聞かせていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

これについてはちょっと私のほうの答弁ができませんので、担当のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 保健課長。

○保健課長 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

今ほどの件につきましては、来ていただく医師の都合等もありますので、そうしたことからどうしてもこういう時間帯で始めさせていただくしかない状況でございまして、そのような時間帯で今のところはやらせていただいております。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 「子育て世代包括支援センター」の開設推進について

多分、医師の立場でそういう形であるかと思いますがけれども、寄り添うという、医者ではなくて、では子供さん、親の感覚で言うならば、なぜあえて子供さんが昼寝する時間にしなければいけないのだろう。不評です、はっきり言って。申しわけないけれども。もう子供さんだつてぐずぐず言う、リズムが違うわけですよ。もうちょっと時間帯をずらすだけでも、

お金がかかるわけでもないわけですが、そういう細かな配慮ができないのかというふうな部分をあえて。きょうは結論は結構でございますので、ちょっと問いかけさせていただきたいと思っております。

本当にぜひ、子育て世代包括支援センターを頑張っていたきたいと思っております。なぜかとあえて言わせていただきますと、産後鬱の状況、数字を調べさせていただきましたらびっくりしました。やはり女性の20代、40代が一番多い。そうした中で20代が7.5%、レベル4ですよ、鬱のレベル4の方が。30代が5.5%、40代が4.9%であります。そのことを考えたときに、先ほど言ったようにいろいろな部分が連携した中で今のそういうセンターをぜひして行って、本当に切れ目のないそういう支援体制を、我が市はつくっていただきたいと思っております。

いつも言うように恐縮ですが、私は我が市は子育て支援に関しては、県下でどこよりも頑張ってきているというふうに自負しているのです。皆さん方がしてきているでしょう。そういう誇りをさらにひとつ持ちながらやっていっていただきたいと思っております。これを期待して2番目は終わらせていただきます。

### 3 「地域おこし協力隊」の現状と推進について

済みません、最後3番目に移らせていただきます。地域おこし協力隊の現状と推進についてを伺わせていただきます。人口減や高齢化が進む中で、地方に移住し活性化に取り組む地域おこし協力隊の存在感は私はますます高まってきているというふうに感じます。都市部の若者が地方に最長3年間移住して活性化に取り組む、この地域おこし協力隊というのは2009年に制度が発足して、丸10年がたったわけであります。当市の現状と今後の考え方についてお伺いするものであります。

○議 長 市長。

### ○市 長 3 「地域おこし協力隊」の現状と推進について

それでは、中沢議員の3つ目の地域おこし協力隊の現状と推進です。平成30年度ですが、全国でいうと1,061の自治体だそうです。全員で5,359人の地域おこし協力隊員が活動しているということでもあります。県内では全部で30自治体ですが、その中で23自治体、180人が活動しているということで、それぞれ住民と協働しながら地域の課題に取り組んでいるということです。

南魚沼市における地域おこし協力隊制度の取り組みは、平成27年からご存じのとおり辻又地区において始まりまして、昨年12月末までの期間、2人の隊員の方から定住をしていただき、地域のそれぞれ耕作放棄地等の利活用とか、さまざまな課題に取り組んでいただきました。2人の方については、隊員を卒業後も引き続き市内に定住することにしておりまして、住民との信頼関係を築きつつ、新たな地域活動を継続していただいております。

辻又地区における活動についてですが、隊員の定住が図られたこと、また大学生などの外部との交流が——これはそういう活動も通じて定着をしたということから、一定の成果があったものと考えておりますが、隊員の活用と申しますか、やっていただくことについては、

継続については一旦休止として、今後は集落での話し合いによるさまざまな課題意識の共有が優先されるものと考えております。

今、大変な過疎、それから高齢化が急速に進行する中、この協力隊制度、隊員制度の活用というのは、取り組みとして大変有効であると考えております。しかし、この制度の導入が地域との関係性が非常に重要であるという点があります。協力隊と地域との密接な関係づくり、受け入れ地域における課題の掘り起こし、また整理など、この活動目的を明確にした上で、地域の思いと隊員の活動にミスマッチが生じないように、十分な準備とサポートが必要であると考えているところであります。

特に地域におけるまちづくり活動としての業務、そして隊員個人が実現したい業務のマッチングが必要なのですけれども、国全体で見ますと、現在、約4割の人が定住、それから定着につながっていないという報告、現状がございます。これらを何とか改善していこうということで、平成31年3月に国のほうでは制度改正が行われました。当市においても運用形態について見直しを進めていきたいと考えております。

いずれにしても、地域から要望があった際には、地域づくり協議会とも相談させていただきながら、導入について検討していきたいと考えております。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 「地域おこし協力隊」の現状と推進について

ぜひ、市長ではございませんけれども、地域から要望があったらということではありますが、すごくこれは使い勝手のいい制度だと思っております。先ほど言ったように地域型とミッション型があるわけでありますので、そこをきちんとした中で、若者が帰ってこられる、また移住定住という部分考えたときには、私はすごくいい制度ではないかというふうに感じているわけであります。

ことしから総務省の目玉商品として「おためし地域おこし協力隊」というのが始まりました。2泊3日以上であります。私どもにとってはもってこいのいい制度だと思っております。こういう部分を使うということは、いろいろな部分の角度があるわけでありますので、我が市として、国がそういうことを援助するならば、ぜひ活用しながら、市長がいつも言っている本当に若者がという、そういう部分に結びつけたいと思っております。市長、最後にこの部分をお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 3 「地域おこし協力隊」の現状と推進について

ありがとうございます。人生における3年間という、例えばお試しはちょっと別ですね、今の制度です。これは人生における若い時代の3年間を、その地区で大変な思いの中で頑張ってください。これらに対して隊員を受け入れる地域や行政は、このような隊員の業務面だけではなくて、生活面を含めてさまざまなサポートをしていかなければなりません。そういうことにも気をつけながら、そして新しい制度には果敢に取り組むということも常に姿勢は持ちながら、よりよいことを選択してやっていきたいと思っております。でも、あくまで入ってい

く地域に本当にどういう課題があるのだということが、まずは優先して語られるべきだということを見失わずにやりたいというふうに思います。

〔期待して終わります〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で中沢一博君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 12 番、議席番号 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 発言を議長より許されましたので、今回、一般質問大項目 3 点について質問をさせていただきたいというふうに思います。

#### 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

まず 1 点目でございます。県の原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識ということでございます。実はこれは先般の 3 月議会でも、3 月 5 日の日に一般質問をさせていただきました。このときの市長の答弁ですと、まだ県も計画中の段階であり、基本的には評価をする段階にないというご答弁をいただきました。その後、同じく 3 月 29 日付で県の広域避難計画が正式に策定となりました。これを受けて今現在、県の計画についてどのような評価と認識をお持ちなのか、まず 1 点伺いたいというふうに思います。壇上での質問は以上とさせていただきます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

#### ○市 長 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

それでは、梅沢議員の質問、まず最初の新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識ということでありますので、お答えしたいと思います。3 月定例会でも議員からご質問いただきました避難計画につきましては、平成 31 年 1 月 25 日付、県の原子力安全対策課から県内の各市町村などに、計画案に対する意見の照会がありました。その後、各市町村などからさまざまな意見を受けて修正が加えられたものが、今ほどお話のとおり 3 月 29 日に発表されました避難計画であります。

この避難計画は冒頭に記載がありますが、「本避難計画は、現時点における広域避難に関する考え方及び具体的な対応等をまとめたものであり、今後も随時更新を行っていく予定」としております。現時点では、市町村の意見をある程度反映し修正したものであるということから、一定の評価はしたいと思います。しかし、さらなる調整が必要な課題、災害対応に係る法制度の整備など、また、昨日は牧野議員からもいろいろな質問がされました。そういういろいろなところについては、まだまだだと思います。

これらについて先ほど申し上げたように 3 月 29 日付の避難計画の冒頭に書かれているように、これは随時更新を行っていく。現時点でのことであるというふうに書かれているとおりに思っていますので、これらについてさまざまな角度から話を申し上げたり、また改善をしていただきたいと思います。それに絡むことで、1 月 25 日にまず県から意見の照会が当市に來たと。当市としては、次に挙げる 4 点の意見、そして懸念を県のほうに上げたところ。これに基づいて 3 月 29 日が出たということです。

ただ、冒頭に言っておきますが、我々が言ったとおりにないところも当然あるわけであり。1点、避難所及び救護所の開設・運営等について。これらについては、細かいところはちょっと今の段階では申し上げませんが、不十分ではないかと。もしくは我々がわかりにくい表記になっているということがありました。例えばですけれども、避難先の町内会がこれを行うのであるか、もしくは自主防災組織であるのか、もしくは避難元の町内会や自主防災組織が行うべきなのか。そういう想定が記されていないため、これを指摘したということがまず1点。

もう一点、県は避難所に救護所を開設するとありますが、その運営はどこが行うのかという点。3番目には、安定ヨウ素剤の配布・配備について、これらについて配布計画についてはどうなっているのかという点。最後4つ目ですが、緊急時における情報の流れについては、避難準備区域であるUPZ外の市町村への情報共有がおろそかにされないように、そういうところは配慮されているのかという点、などの申し入れを行って3月を迎えたということで、まだまだこれにも、もっといろいろなことを加えていかなければならない点があるだろうということは考えているところでございます。以上です。

○議長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

ありがとうございました。今ほどの経過は、先般、担当課に聞かせていただきましたのでわかりました。3月議会のときに、2月4日にもう市は県に意見を上げているわけですが、3月5日の一般質問のときに市長は、「はっきり言ってこの計画がまとまるわけがないです。まとめるとしたら我々が文句を言います、絶対に」というような答弁をされています。この部分を一部といいますか、前から読みますと、「県から来ている文書を見ても、すぐこの時間で読めるくらいの文書なのですね。報道にはあったかもしれませんが、はっきり言ってまとまるわけがないです。まとめるとしたら我々が文句を言います、絶対に」というご発言をなさっていましたが、この発言と今の部分は、大分乖離があるような気がします。「我々が文句を言います、絶対に」というこの辺のあたり、何か行動を起こされたのか、どういう経過があったのか、もしありましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

そういうような向きの話を入れてあるということはわかりますが、ちょっとそれを読み返してみないとわからないので、ここで言われてもちょっと全て答えられません。議員はそれをわかって、もう準備してきているわけですが、そのことについて触れるとちょっとわかりにくいので、これどうしたらいいですか。私はちょっと答えられません。

○議長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

大変重要な発言だったと思ってはいたのですが、この時点の市長の計画に対する認識といいますか、この辺がこの発言にはかなり出ていたのだろうというふうに思います。こ

の時点では、内容的にはっきりとまとまるわけがないというような発言だったわけですが、そういう意味では、柏崎原発1号炉が昭和60年7月に動き出して30年以上がたって、いまだに避難計画がない状況に手がついたという部分では、一定の評価ができるのだろうと思いますが、逆に今までなかったというところが、かなり大きな問題ではなかったのかというふうに思っています。

いずれにしろ、原発に対する問題については、これまで何度か市長とこの場で議論をさせていただきましたが、そこは私と意見の違うところで、例えば大きな国益を損なっている云々というような部分もございまして、原発を否定するというようなお考えではないようで、例えば原発がある限り、広域避難計画はきっちりとまとめざるを得ない。まとめる必要がある計画というふうに思っています。

この計画ですけれども、この前も、県から来ている文書を見てもすぐこの時間で読めるぐらいの文書なのですよというお話でしたが、今ほどのお話を伺いますと、1月25日付で県から照会が来て、このときは計画と幾つかのマニュアルも添えてきているようです。2月4日には既にこれをもとに県に市として4項目の意見を上げているということですので、かなりこの前の3月議会の答弁とはちょっと食い違うという気がして、そこをちょっとお伺いしたかったのですが、市長は今ちょっと記憶といたしますか、はっきりしたものがないということですので、これ以上言っても押し問答になると思いますので、これはこういったことをご指摘をしておくということにとどめたいと思います。

それから、広域避難計画、それからマニュアルの内容ですけれども、この前も大分議論させていただきましたように、当市では八色の森公園がスクリーニングポイントになっているということで、そういう意味では議会初日に市長のほうから2020東京五輪のセレブレーション会場になるような場所。当市も例えば憩いの森であったり、この前も申し上げましたが、いろいろな計画の拠点になるような場所なわけですが、それがこういった計画に盛り込まれて具体的な計画になったという状況がございまして。

当市もそういう意味では、市の地域防災計画の原子力災害対策編を平成25年5月に作成して平成27年に一部修正をしているわけですけれども、この中の1章の第2節、計画の性格ということで、毎年検討を加え必要に応じこれを修正するというふうにならうとございまして。検討は毎年やっているのしょうけれども、必要に応じてこれを修正するという部分の中で、例えば今の県の広域避難計画は、原発が動いて30年以上たってようやく——今後も検討を重ねていくということですが、できた。これに伴って市の原子力災害対策編、この辺の見直しをお考えなのかどうか、必要性についてちょっとお考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

原子力災害対策編、市の防災計画、厚い冊子ですけれども、あれにも書かれていますが、その後やはりこういう形で県のほうのいろいろな動きが出てきたりするというの中では、当然見直していく必要があるだろうと私は思っています。担当課のほうでも多分そういう考えだ

と思うので答弁はこのくらいで。多分見直していかなければならないだろうと思いますので、これをもって答弁としたいと思います。

それと、さっき前段言われている中で、避難計画は3月29日発表された。しかし、何度も繰り返しますが、現時点での、ということなのです。その中でいろいろなことがあるでしょう。私としては、いろいろ原発についての是非を私に問うというのは、私はそれを、市民の皆さんの安心安全というか、そういうことを考える上でやはりこの計画については、そういうことの中でまだまだ未完成であるという意味で多分言っていたのではないかというふうに思っていますので、ちょっとあまり言葉尻だけを言われても……（何事か叫ぶ者あり）大変申しわけない。しかし、まだまだ進化系であるということも含めて、現時点でということを経がずっとうたっているわけですから、これは必ず見直しながらやっていきますと。当然まだまだいろいろな議論が出ると思いますので、そういうことを言っているつもりですけども、ご理解いただけないかなと思っています。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

見直す方向だということをお聞きしました。計画が途上だというのは、それはもう当然のことで、例えば南魚沼市の原子力災害対策編も、先ほど申し上げましたように2節の計画の性格というところで、毎年検討を加え必要に応じてこれを修正する。これはどんどん、それは市もそうですし、県もそうですし、特に県の計画というのは、原発が動き出して33年もたってからようやく案が出てきて、市町村の意見を聞いて、今、一応正式計画ということにはなりましたけれども。これがこれだけかかって出てきた計画が、いきなり出てきた段階で完璧な計画になるはずもございません。本当に抜本的部分も含めて今後、検討がされて修正がされて、そして市民の声を聞きながらまた補強されていくと。これは当然、何の計画でもそういうことだというふうに思います。南魚沼市もここで見直しに着手をするといえますか、その方向だということをお聞きしました。

それともう一つ大事なことは、この計画、この内容自体も例えば市の職員自体も全部がきっちり知っているかということ、なかなか恐らくそういう実態になっていないだろうというふうに思っていますし、市民にとってみてもそうだと思うのです。この前もちょっとお話ししましたけれども、計画は机上でつくって文書にして保管をしておけば、いざというとき役に立つというものではないわけですから。それは先ほど県の計画が、市長はまだまだこれからきちんとしたものにとどんどん修正をされていくだろうというお話もありましたけれども、これにはやはり現場の声、市民の声も重要ですし、市民の皆さんにとってみれば、例えば先般の知事選、それから県議選、これらにおいても原発の問題は大きな争点になっています。

そういう中で例えば県の計画ができていくという報道もあるわけです。私も新聞報道ぐらいでしか知らないのですけれども、そういうのがある中で、市民への周知というのは、これはやはりどうしても必要になってくると思います。県の計画もそうですけれども、それを受けて市の原子力災害対策編を修正して、動くのは職員だけでなく理解をしてくれる地域の体

制がなければ計画は全く絵に描いた餅になるわけです。この辺についてその後とといいますか、例えば先ほどの市の原子力災害対策編2節、性格の中にも、「この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図る」と、きちんとこれは計画の中でも市はうたっているわけです。

この辺について、例えば見直しと今後の市民への周知、これらについて今現在——ちょっと計画の中でもうたっていますので、どの程度具体的な検討がなされているかわかりませんが、その辺があったらちょっと伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

当然、周知することをしていかなければならないと思います。具体的なところについては、担当がちゃんとおりますので、担当のほうに答えてもらうことにします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

見直しについては、県の計画の動向の状況を踏まえてということで、市長も答弁いたしましたがおそれ、見直しをするつもりだということですが、それをいつまでに、いっとうして、周知をどうするかということまでは、当然ここではまだ明言できる状況ではありませんし、考えてもおりませんでした。きょうの通告にもありませんでしたので、用意はいたしておりません。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

今、県の計画の動向を見ながらというお話をいただきました。そういうことなのでしょうけれども、県の動向といいますと、先般3月では、まだ検討中ということでありましたが、ここへきて正式計画になったわけです。今ほど市長が言われた3月29日ですね。県はその計画は今後もずっと見直していくわけです。そして、市の計画も毎年見直しをするわけです。今おっしゃった県の動向を見てというのは、県の計画が見直し、見直しをしながらだんだん精査されていくわけですが、最終形ということになれば、それはしないということと同義語になってしまいますので、新たに県の計画がここで初めて策定をされたわけですから、それに伴った見直しというのは当然必要だと思うのです。そこをもう一度どういう意味なのか確認したいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

また話が、私が聞くほうが粗相であれば申しわけないのですけれども、前回の3月議会でこの点についてもう私、話をしている内容だと思うのです。県の避難計画を、まずは県が説明する責任があるのではないですかと。住民と言いましたか——逆にこういうことを聞いてはいけないのであれですけれども。では、どういう周知の仕方がよいと思っておられるので



すかと聞けないので言いませんが、聞いてもらうしかありませんが、内容というのは、かなりちょっと難しいところとか、センセーショナルであったりするかもしれないし、県が責任を持ってやはり、県の出先まであるわけですから、そこがきちんと説明することを、我々が先説法を語って、我々のほうが県を後にしてどんどん説明しなければいけない理由はどこにあるのでしょうかということです。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

済みません、私の説明の仕方が悪くて、ちょっとそこの理解が違っています。私はそういう意味で言ったのではなくて、県の計画ができて、市の原子力災害対策編は、毎年見直しを検討して必要に応じて修正をすると。動き出して30年、やっと県の計画の策定がなって、市の計画も当然見直しますということですから、1つはそのタイミングの話です。さっき総務課長は県の動向を見てということですが、動向といってもできたわけですから、それが少しずつ県も変えていくから動向を見て最終形が出たらということになれば、それはしないと同意語だというふうに先ほど申し上げたので。

そうではなくて、いつやって、そして市の計画を見直すということですから、見直した計画をこの中に特に必要と認められるものは、住民への周知を図ると。市の計画の第1章の総則の第2節、計画の性格のところではっきりうたってあるわけですから、それをどうするのか。市の計画ですよ。市の計画にうたってあるのを市としてどういうふうに考え実行に移すのか、そこを聞きたいということです。

○議 長 市長。

○市 長 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

先ほど担当の課長が答弁したとおりでありまして、これについてははっきり言って通告がなかったわけですがけれども、でも重要なことなのでお答えすると、先ほど、今ここには持ち合わせておりませんという内容の話をしたとおりです、今の時点では。しかし、この必要があるというふうに、市長である私のほうも発言をしているわけなので、周知はしなければいけない。しかし、その周知の方法——例えばいつやりますとか、いつまでにやるということとはちょっと言えませんが、これは十分検討して、最終形がやらないことにふさわしいのではないかという話もよくわかります。そのとおりだと思います。なので、必要なときにやはりやらせてもらうということになるかもしれません。しかし、これは市のほうの計画を見直すと言っている、何ていうのですか——そういうことです。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

わかりました。ちょっとしつこくなって悪いのですがけれども、1点だけ。総務課長は県の動向を見てということでしたけれども、ここでようやく初めて県の計画ができたということですから、この段階でこれをもとに一定の見直しをやるということは、そういう理解でよろしいと思いますが、そこだけ確認をさせていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について  
担当のほうにちょっと答えていただくようにします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

「県の動向」という言葉がちょっと誤解を生んだかもしれませんが、県がつくった避難計画の内容と、私どもが策定しています原子力災害対策編の内容を比べまして、県の計画が私たちの計画に影響を与えるような内容であるか、それが流動的にまだ変わっていくのかどうか、両方並べて見極めながら、必要であれば見直しを行うということであります。

今の計画に毎年見直しを行うと書いてあるから見直しを行うとか、県の避難計画がことし3月に一応できたので見直すとか、そういうことではなく、内容を見た上で必要があれば見直していきたいというふうに考えます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 新潟県原子力災害広域避難計画に対する市長の評価と認識について

了解しました。計画には毎年見直すとは書いていなくて、毎年検討を加えると書いてあるので、加えた結果どうなるかというのは、また別だと思えますが。そういう意味では、例えばスクリーニング候補地に具体的に市内の八色の森公園が挙げたり、除染の具体的な現場の配置図ですとか、屋内配置だとか、やり方だとか、具体的にうたってあるわけですから、これが全くなかった時点とあった時点で、市の計画は今までで十分だという話にはなかなかなりづらいだろうと私は思っていますが、その辺。特にもう一つは、住民への周知です。これが避難計画ですから、住民の知らない避難計画なんていうのはあり得ないわけなので、そこはぜひ鋭意取り組みをお願いしたいというふうに思います。

## 2 教員の多忙化解消に向けた取り組みについて

次に大項目の2番に移りたいというふうに思います。教職員の多忙化問題です。文部科学省の教員の勤務時間、勤務の上限時間に関する指針では、残業時間に例外なく休日労働を算入するというふうにしています。これに対応するには、教師の負担軽減が必須となるというふうに思いますが、当市の対応について3点ほど伺いたいと思います。

まず1点、教師の負担軽減対策には客観的なデータ整備がどうしても必要になるだろうというふうに思っています。実は昨年9月議会でもタイムカードの導入と客観的なデータ整備の必要性について質問をさせていただきました。このときの回答は必要性を痛感しており、既にあるメーカーからデモンストレーションも受けており、導入の方向で前向きに検討したいとの回答をいただきました。しかしその後、今年度予算への必要経費の計上はなかったようですが、その後の経過についてちょっとお伺いをしたいと思います。

次に2点目、勤務の上限時間を守るための教師の負担軽減に向けた取り組みも含めて、中央教育審議会が働き方改革の方策をまとめましたが、文部科学省の調査では中学校教諭の6割が過労死ラインといわれる月80時間を超えるという実態にあります。この状況の改善に向

けて一部業務の地域委託等も含めて文部科学省に答申をしていますけれども、教育委員会としては今後どのように取り組みを進めるのか伺いたいというふうに思っています。

次に3点目です。南魚沼市では、多忙化解消検討委員会を組織して、定期的——年1回ぐらいでしょうか——に検討を行っていますが、この多忙化解消委員会の開催状況とその成果等について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 教員の多忙化解消に向けた取り組みについて

梅沢議員の2つ目のご質問にお答えします。教育分野に全てかかわっていることでありますので、私ではなく教育長のほうから答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教員の多忙化解消に向けた取り組みについて

それでは、梅沢議員の一般質問、教員の多忙化解消に向けた取り組みについての1点目です。文部科学省の教員の勤務上限時間に関する指針に対する教師の負担軽減の、南魚沼市の対応についてご説明します。説明の前に、先月、富山で全国教育長会議が開催されました。出席してまいりました。この際に文部科学省の職員が教師の多忙化並びに教員確保が難しいという状況についての説明が冒頭ありまして、その中で言われたのが、新潟県の小学校の教師の確保が難しいという話でありました。まさにこの南魚沼という地がそれに該当するのではないかということで、多忙化解消に取り組む必要を切に感じてきたところであります。

それでは1点目です。タイムカードの導入等の客観的なデータの整備状況は、についてお答えします。学校現場の多忙化解消、教職員の働き方改革の推進は、議員が言われますように、当市においても喫緊の課題であり、早急な対応が必要であるとの前回の答弁と全く同じであります。教職員の勤務実態の把握については、昨年度まで各学校での対応に任せておりました。

今年度は予算化してということも考えたのですがけれども、市教育委員会で一元管理できるシステムを、メーカーによらず市内の校長みずからが開発した類似のシステムができました。これを活用することが確認できましたので、この4月からこのシステムを活用して全学校で運用を開始したところであります。当面、問題はないと思いますが、このシステムを活用して教職員の勤務実態の把握に努めてまいります。

2点目です。上限時間を守るための教師の負担軽減に向けた取り組み状況は、についてお答えします。最初に中学校の部活動関係について説明します。今年度から4中学校に部活動指導員を合計8名配置することができました。生徒の技能・技術の向上及び教職員の負担軽減を図ることができます。この部活動指導員は、顧問が不在であっても単独で大会や練習試合等への引率や部活動中の生徒指導が可能となっております。

また、昨年4月に湯沢町教育委員会とともに策定した「南魚沼郡市部活動ガイドライン」に基づいて、部活動休養日を週2日以上、そのうち1日以上は週休日に設定するようにし、

年間で休日の休養日を50日以上設定しております。活動時間は平日2時間程度、休日は3時間程度としております。さらに新潟県の中学校体育連盟においては、今年度から部活動の郡市大会を廃止して、中越地区大会からスタートすることにしました。これにより、中学校教師の週休日や休日の負担は一定程度であります、軽減されるものと考えております。

小学校においては、来年度から今まで3地域で行われていた水泳大会を廃止する予定であります。先月31日に開催した市のPTA連絡協議会で、この趣旨説明をPTAの保護者・役員にさせていただきました。

次に県教育委員会が県内の大規模校の小学校34校に今年度から配置した、学校事務を支援する「スクール・サポート・スタッフ」ではありますが、市内では塩沢小学校に1名、6月3日から配置されて勤務を開始しております。今後はこの県の制度をさらに要求し、増員の配置をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

家庭や地域との連携であります。昨年9月に全ての保護者に教職員の勤務実態をお知らせし、部活動の見直しや緊急時以外は勤務時間外の電話連絡等を行わないように文書で理解を求めました。これを受けて、各校では独自に自校の実態を詳しく説明し、多忙化解消に理解と協力を求めています。今年度の対策としては、夏季休業中にまとまった休暇を教師が取得できるよう、お盆期間の4日間全て学校を閉庁とする予定であります。この間の緊急連絡は、学校教育課が窓口となって対応してまいります。7月にはこの趣旨を保護者に文書で周知してまいりたいと考えております。

最後に3点目であります。多忙化解消検討会議の開催状況とその成果についてであります。平成28年2月に県内各市町村に先立ってということですが、各自治体でこの会議を持っているのは数少ない、南魚沼市はその一つであると思っておりますが、「南魚沼市多忙化解消検討会議」を立ち上げ、学校のさまざまな職種の代表者を委員として、多忙化の原因を探り解決策の検討を重ねてまいりました。この中で市の委員会のメンバーではありますが、県等は教職員組合は参加しないのですが、南魚沼市はメンバーに教職員組合から2名の参加をもって幅広い意見を聞いております。平成28年7月には、それまでの検討結果を「南魚沼市多忙化解消の取り組み」として各校に配布し、各校で改善策を創意工夫するように求めています。

また、平成29年には教職員のストレスチェックの実施がちょっと遅かったわけですが、実現することができました。毎年会議は開催しているのですが、今年度も7月に検討会議の開催を予定しております。学校の勤務実態についてさらに詳しい分析を行い、対応策を協議してまいりたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 教員の多忙化解消に向けた取り組みについて

よくわかりました。1点目の客観的な勤務実態の把握ということですが、そういったことで校長先生がつくられたシステムで、今、管理ができていくということ。特に教職員の超過勤務といいますが、時間外勤務ですけれども、これについては、さまざまな問題

もございますが、特に今回の働き方改革の見直しでは、休日の中学校の部活が中心でしょうけれども、休日の時間も全部参入をするというようなことになります。それと教員給与特別措置法に手がつけられなかったということで、歯どめになるのかという意見が一部ございますが、基本的には現場の実態を客観的に把握して、それでなかなか達成できないところは根気よく現場の実態、それから教師の思い、保護者の考え、それらを調整しながら最終的には解決していくという息の長い取り組みになろうかと思えます。そういった部分、今の答弁ですとそれぞれ細かいところに手を入れていただきながら対応しているという感じがうかがえました。

ただ、システムの問題ですけれども、校長先生ということになりますと、私より幾つ若いのか、そんなに大幅に若くないと思うのですが、校長先生もそのうち退職になるわけです。けれども、コンピューターのシステムというのは、更新ですとかメンテナンスも含めてきちんとした管理がなされていかないと、なかなか難しい部分があるということで、予算の問題もありますので、今その先生が立ち上げてくれたシステムで管理ができていくということになれば、これはデータは残るわけです。それで今現在はいいかと思うのですが、この問題はやはり一朝一夕に解決するほど簡単な問題ではないわけで、そういう意味では将来に向けてきちんと——この前の9月議会ではデモンストレーションも受けているということでしたが、最終的にはきちんとしたシステムの整備で恒久的にそこらを管理しながら、現場指導に生かせるような体制を目指していただきたいと思うのですが、その辺についてまず1点。

それから2つ目ですけれども、例えば……（何事か叫ぶ者あり）では、これについてお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教員の多忙化解消に向けた取り組みについて

ご指摘のように、システムの有効利用については、ご指摘の部分に気をつけながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 教員の多忙化解消に向けた取り組みについて

ぜひ、その辺の恒久的な整備をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて2点目です。例えば部活動指導員の配置、部活動ガイドラインの作成、それから大会等の見直し、それぞれ努力をされているということだと思います。それからお話の中にもございましたけれども、平成30年9月25日付で全ての保護者に、そういう意味では教育委員会名で通知を出していただいた。学校単位ではなくて教育委員会名で直接そういった対応していただいているというのは、恐らく県内でもかなりまれな、レアケースだと思います。

ただ、これもなかなか周知、理解が大変なことでありまして、例えばお盆の休校ですか、これも7月中にまた保護者に連絡するということですのでけれども、そういった機会を通しながら、教師の多忙化現場の実態については、粘り強く機会あるごとに。できれば学校からなか

なかそういった発信というのは、先生方も立場的に若干やりづらいところが——それは悪いことではないのですが、やはり教育委員会がそういう意味ではそういうときには表に立って、学校現場の実態を考えながら教育委員会として進めていくという姿勢が大事になるかと思っておりますので、その辺について今後の覚悟も含めてお願いしたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教育長 2 教員の多忙化解消に向けた取り組みについて

ご指摘のように、教育委員会が前面に立って対応してまいりたいというふうに思っております。先月行われたPTA連絡協議会でもこの話についてはさせていただいておりますし、折々文書を教育委員会から保護者宛てに出してまいりたいと思っております。先ほどご指摘の夏休みの4日間の運用のときにあわせて、今の文面についても全保護者に通知をしたいというふうに思っております。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 教員の多忙化解消に向けた取り組みについて

ありがとうございました。もう一つ、先ほどの多忙化解消検討会議ですけれども、これは先ほど教育長がおっしゃいましたように、定期的な開催で、現場の先生方に少し聞いてみましたら大変好評といいますか、力になっているというお話も聞いています。ことしも7月予定ということですので、ぜひこういった内部の取り組みも継続をお願いして、次に移りたいと思っております。

2番のほうです。文部科学省が2020年度から小学校で使用する教科書の検定結果を発表したわけです。この検定は新学習指導要領に対応した初めての検定ということで、主体的、対話的、そして深い学びを目標に、一方通行に陥らない主体的な学習を通し子供の考える力の育成を目指しているということです。

内容を見ますと、例えば小学校五、六年生では英語を教科化すると。また、これに伴って他の教科では、教科書のページ数が1割も増えているというお話も伺いました。また、3年生から6年生では英語学習の充実等もあるものですから、授業時間がまた1コマ増える。そして、コンピューターのプログラミング教育も必修化をされるということで、先ほどいろいろお話をいただいた中で教師の多忙化解消に向けて取り組みはいただいているのですが、この内容を見ると子供たちの負担ももちろん増えていくだろうというふうに思っています。それに伴って大きな問題になっている教師の多忙化の解消を行いながら学習指導要領に対応するということが、どうやったらできるのか。大きな不安を感じざるを得ない状況です。このような状況の中、来週にもう迫っている新しい教科書の仕様ということですが、教育委員会としてはどのようにこの対処についてお考えか伺いたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教育長 2 教員の多忙化解消に向けた取り組みについて

ご指摘のように大きな変革の時期でありますし、きちんと地に足をつけて、学校、教師と一体になりながら心をつなげて進んでいかなければならないというふうに思っております。

ます。言うは易し行うは難しということで、かなり難しい道ではありますが、進んでまいりたいというふうに思っております。その詳細の内容についてこれから何点かご説明したいと思っております。

学習内容の増加に対応するには、子供が伸び伸びとやるためには、教員の指導力が不可欠であります。学習指導センターの指導主事5名——おととしから3名から5名に増やしております。学校を訪問して研修をサポートし、各種講座を開設して対応しております。力のある校長経験者の教員OBでありますから、主要5科目、ほかの教科も含めて丁寧に対応しておりますし、今後も学習指導センターを使いながら、先生の指導力を高めてまいりたいというふうに思っております。

また、一番大切なのは、新採用職員の対応であります。ここの対応をいかにきちんとやるかではありますが、ここについては県から2名の加配をいただいて、新採用職員初任者研修ということで、各学校を回って対応しております。2名だけでは足りないと感じていますので、この部分を県から増配置という要望を引き続きしてまいりたいというふうに思っております。

そのほか各学校単位で工夫しているのは、教育課程を見直したり、学校行事の精選や日課表の工夫、長期休業の短縮等により、授業時数も増加するわけですから、それに具体的に戦略をもって対応してまいりたいというふうに思っております。

先ほどご指摘の外国語学習の充実に向けた対応については、これまで進めてきた南魚沼市の特色であります国際科の取り組みを継続することで、内容の充実と教員の負担軽減を図ってまいりたいというふうに思っております。今年度も全小学校に6名のALT配置、これは市費の配置であります。これほど多くの市費でALT配置をしているのは、県内でも南魚沼市だけあります。ということで、丁寧な担当教師とチームティーチングが行われております。また、今年度から英語専科の教員が1名配置され、小学校2か校で3年生以上の国際科授業を担当しております。ということは、今まで中学校で英語を教えていた英語の免許のある先生が小学校の教員になって、この大きな改革に合わせて県でも市町村に頼るだけでなく、県費の配置を始めたということでもあります。今後は南魚沼市としては、この県費配置の英語専科教員の増員を県教育委員会に引き続き要望してまいりたいというふうに思っております。

プログラミング教育については、学校情報化推進委員会というのが、ずっと何年か活動しておりますし、ICT支援員がおりますので、そこと協議しながら無理のない時間数で計画を策定中であります。具体的には、マサチューセッツ工科大学が開発した「スクラッチ」というプログラミング学習用のフリーソフトを活用する方向であります。昨年12月以降、各学校でICT支援員がこの教材についての講習会を実施し、実際に先生方は体験をしております。ICT支援員のサポートにより、教師の負担を最低限に抑えながら、児童には上質なプログラムを提供してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

## ○梅沢道男君 2 教員の多忙化解消に向けた取り組みについて

教育長が冒頭に申されましたように、言うは易し行うは難しということだろうと思います。そういう意味ではさまざまな対応をとっていただくということですが、ぜひ、多忙化解消検討会議なども含めて、現場の先生方との連絡を密にさせていただいて、これらが成果が上がるように粘り強い取り組みをお願いしたいと思います。

やはり学校現場で先生方の健康が守られないということになれば、教育現場はどうしても疲弊してしまって、最後は子供たちの未来も危ぶまれるということになるわけですので、ぜひ、大変ですが、その辺の取り組みにお力を入れて継続していただきたいということをお話して終わりたいと思います。

## 3 改正健康増進法に対する市の今後の対応計画について伺う

次に大項目の3点目でございます。改正健康増進法に対する市の今後の対応計画ということで、ここで健康増進法の改正案が平成30年の3月議会でちょっと一般質問させていただきましたが、このときはまだ法改正検討中という段階でした。ここでいよいよ施行になって、7月1日から行政機関の庁舎等については、屋内がですね、全面禁煙になるということになるわけですが、これらに対する市の対応計画等がありましたら、お伺いをしたいと思います。

○議 長 市長。

## ○市 長 3 改正健康増進法に対する市の今後の対応計画について伺う

それでは、梅沢議員の3つ目の質問にお答えしてまいります。改正健康増進法に係る市の今後の対応です。この改正健康増進法では、学校、病院、保育園、行政庁舎などを「第一種施設」、これら以外の施設を「第二種施設」に分類しまして、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、第一種施設は原則「敷地内禁煙」、第二種施設は原則「屋内禁煙」と規定しています。ただし書きもありません。第一種施設においては、「特定屋外喫煙場所」を、また第二種施設においては、「喫煙専用室」をそれぞれ設けた場合、その特定の場所でのみ喫煙が可能になるとされております。

ご質問のとおり、7月1日の改正法の一部施行に伴いまして、まず第一種施設が法の規制を受けることとなります。第二種の施設のほうは、令和2年4月1日よりの規制になっております。南魚沼市の第一種施設のうち、学校、病院、保育園については、既に敷地内全面禁煙となっております。本庁舎・大和庁舎・塩沢庁舎の3庁舎をはじめとする行政庁舎などについては、現在、喫煙所を設けておりますが、改正法の規制に沿って、屋内の喫煙室は全て閉鎖する予定でおります。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

## ○梅沢道男君 3 改正健康増進法に対する市の今後の対応計画について伺う

4月1日から特定施設といいますか、屋外の特定屋外喫煙場所を設ければ、そこは可能になるわけでしょうけれども、例えば庁舎への来庁者の方々を含めて、あとまた職員の方々も含めて、喫煙者というのはこれは当然おられるわけで、今まで喫煙場所があって、それがもうあしたからないということだけで——健康から言えばそれはいいのかもしれませんが



も——全面禁煙で一切屋内はだめだということで行くのかどうなのか。そこら辺は全く考えがない、もうそれでぴしゃっと庁舎内も来庁者も含めて吸う場所はない。そういうことできちんと行くのかどうなのか。もう一度お伺いしたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 3 改正健康増進法に対する市の今後の対応計画について伺う

行政庁舎等の第一種施設に特定屋外喫煙場所を設けるかどうかということについて、現在検討は進めています。その場合、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置するように定められているというのがあります。これは具体的に想定されるのは、敷地の外れ……（「内容はわかります」と叫ぶ者あり）あと屋上とか、そういうことだと思います。

やはり運用面で課題が幾つかあると思うのです。例えば除雪など特に冬に維持管理をどうするのかとか、勤務時間内の職員の適切な利用が図れるのかとか、目の届きにくい場所になることもあって、一般の来庁者の利用について疑うわけではありませんが、いろいろ大丈夫かとか、こういったことはあります。これらの課題を整理した上で設置するか否かを、時間も大分もう押し迫っておりますが、今どういうふうにするかということを検討し決定していく方向で考えています。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 改正健康増進法に対する市の今後の対応計画について伺う

新潟市などですと、先般も新聞報道で方針が出ていましたけれども、7月1日からということになりますと、もう時間がありません。そういう意味では、来庁者も含めて周知期間も必要になると思います。その辺について、職員もそうですけれども、職員や来庁者も含めた今の周知の状況、特に職員への周知あたりというのがどうなっているのか。また、来庁者への周知あたりはどう考えているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 改正健康増進法に対する市の今後の対応計画について伺う

私がそこまでちょっとわかりませんので、担当する者に答えさせます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 3 改正健康増進法に対する市の今後の対応計画について伺う

先ほど市長が申されましたように、対応の最終決定をしておりませんので、それが決まらないと周知もできないという状況ではあります。ただ、基本的には原則敷地内禁煙というものは法でそうなりますので、ある意味、周知をするしないにかかわらずそうになってしまいます。それを直前になるかもしれませんが、例えば庁舎の出入口ですとか、駐車場かいわいですとか、場所を考えて張り出すという形で周知を図りたいと思っております。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 改正健康増進法に対する市の今後の対応計画について伺う

わかりました。なるべく早い方針決定に向けて取り組みをお願いしたいというふうに思います。そして、特に特定屋外喫煙場所を例えば設置する場合ですけれども、厚生労働省のQ

& A——4月26日発表のQ&Aですが——3の7でも、例えば設ける場合は、当該施設の利用者の使用のために設置するもので、職員や住民であっても当該施設の利用者であれば利用することが可能ですというふうな回答になっています。例えば設置をするのであれば、利用者も含めて、そういった便宜も念頭に入れて検討をお願いできればと思います。ぜひこれでまた職員、市民の健康増進につながればというふうに思います。では、これで終わりたいと思います。

○議 長 以上で梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時20分といたします。

[午後3時02分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

(午後3時19分)

○議 長 質問順位13番、議席番号3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 令和初議会の一般質問の最後のトリという大役を若輩ながら務めさせていただきま。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は大項目2点につきまして、質問をさせていただきたいと思います。

#### 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

それでは1点目、南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについてでございます。本年、2019年から2021年の3年間は、メガスポーツイベントが日本で開催されることから、ゴールデン・スポーツイヤーズと呼ばれているようでございます。去る5月9日に2020東京オリンピックチケット抽選申し込み受付が開始されました。そして、私も申し込みをいたしました。この6月20日に結果発表を迎えます。いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが間近に迫ってきたことを肌で感じてまいりました。

前回、1964年の東京オリンピック開催を契機に、国では1961年にスポーツを国民一般に広く普及させるためにスポーツ振興法を制定いたしました。それから50年を経て、2011年に全部を改正し、スポーツに関する基本理念や、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたスポーツ基本法が改めて制定をされました。そのスポーツ基本法の規定に基づき文部科学省では、スポーツ基本計画を策定し、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置づけをいたしました。さらには2015年、文部科学省の外局としてスポーツ庁を創設し、障がい者スポーツに関する施策や福祉の観点も加えて、スポーツ振興を一層推進していく体制を整えました。現在は2017年度から2022年度までの5年間のスポーツ基本計画第2期であり、中長期的なスポーツ施策の基本方針としまして4つ掲げております。

1つが、スポーツで人生が変わる。2つ目が、スポーツで社会を変える。3つ目がスポーツで世界とつながる。4つ目がスポーツで未来を創る、の4つの指針を示して、スポーツ参画人口を拡大し、1億総スポーツ社会の実現に取り組むこととし、経済効果、地域振興、国民の健康増進を目指したスポーツ立国への国家戦略として位置づけております。

南魚沼市では、市民一人一人がみずからの健康の維持・増進に関心を持ち、スポーツを通じて健やかな心と体をつくるために日常的にスポーツに親しみ、また、適正な予防医療を組み合わせるにより、生き生きとした生活を実践する契機となることを目的として、スポーツ庁の発足に合わせて「南魚沼市スポーツ健康都市宣言」を行いました。

そこで、下記の4点について市長にお伺いをいたします。

1点目、南魚沼市スポーツ健康都市に向けた推進計画とその効果はどうか。

2つ目、今後の展開として、地域への社会的効果や経済的効果を生み出すために、スポーツと景観・環境・文化・食などの地域資源をかけ合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につながるスポーツツーリズムの取り組みを目指してはどうか。

3つ目、スポーツツーリズムを推進していくために、地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となって組織された「地域スポーツコミッション」を設立したらどうか。

4点目、駐車場整備は、スポーツへの訴求効果並びに観光誘客効果となります。駐車場が不足しております、坂戸山寺が鼻コース登山口周辺、六万騎山登山口周辺、坊谷山登山口周辺、欠之上クロスカントリーコース利用者用として欠之上小学校跡地、そして銭淵公園・デイスポート周辺地の5か所の整備が必要ではないか。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 目黒哲也君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、目黒議員の質問に答えてまいります。

#### 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

大きい項目の1点目、スポーツ健康都市の実現への取り組みであります。まず1点目の健康都市に向けた推進計画とその効果はどうかということです。お話にありましたように、当市は平成27年10月1日にスポーツを通じて健やかな心と体をつくるため、日常的にスポーツに親しむことの重要性を認識して、生き生きとした生活を実践する契機となることを目的としてスポーツ健康都市宣言を行いました。

その後、平成29年3月には、まず1つ目、生涯スポーツの推進、2つ目、スポーツ施設の整備・充実・利用、3点目、子どもの体力の向上、4つ目、競技スポーツの推進、5つ目、スポーツ支援体制の整備、これらを5本の柱として「第2次南魚沼市スポーツ推進計画」を策定したところであります。

この効果につきましては、まずは1つ目の生涯スポーツの推進では、第2といわれている総合型の地域スポーツクラブの設立を目指すこととしていましたが、これが今年度、「スポーツ&ライフ南魚沼」という形で立ち上がったということが、1つの大きな評価に値するのではないかと思います。これによりまして、各種スポーツ教室の活動がさらに充実をして、それらスポーツ実施率の向上につながるものと考えております。

2つ目のスポーツ施設の整備・充実・利用につきましては、ここ数年の間に非常に足早だ

ったというようなところで、これは多少批判もあることも十分わかっているところですが、ガンホー・モンスターパイプ、また、南魚沼市スケートパーク、南魚沼市トレーニングセンターを整備しました。批判は少しありますが、しかし、これらに果敢に取り組んでいるということの評価いただいていることも大変大きいわけでありまして、これらの整備が着実に進んだということでもあります。

今年度は、ディスポート南魚沼のトレーニング機器を更新します。そして、劣化が著しい箇所の修繕工事を議会の皆さんにも認めていただいた予算で行う予定でございます。そして、敷地内にスラックラインパークの設置を予定しております。スラックライン——細いベルト状の上で跳ねたりするものです。その競技もあるのですけれども、バランス感覚や集中力を鍛えられるということから、他のスポーツ競技のオフトレーニングにも大変効果を発揮するものと聞いておりまして、よく最近テレビにも取り上げられているものであります。この予定をしております。

それから、南魚沼市トレーニングセンターのスポーツ機器の拡充整備も予定をしております。そのほか、県やほかの部署とも連携をしながら、市民の健康増進のための取り組みを進めているということで、お答えしておきたいと思っております。

2つ目のスポーツツーリズムの問題です。今後の展開ということのご質問でありますので申し上げますと、いつもこのテーマが出てきます。超高齢化社会の到来と言われる中で、今後、健康を維持するための生涯スポーツへの要求というのは高まるものと考えておりますし、高めていかなければならないと考えております。

来年はお話にありましたように、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催がされるなど、これらも含めてスポーツや地域観光への関心は高まるものと考えます。そのためスポーツを絡めました旅行に周辺観光をあわせたスポーツツーリズムというのは、これからの観光の主流となる可能性があると思っております。

加えて、これらが福祉系の例えば滞在型医療とかそういったことにも発展させていくことが、当地域の特徴を持った戦略となり得ると考えております。この中で各種スポーツ大会に参加してから観光する、例えば自転車を利用しながら観光地を巡るというような事例が、私どもが非常に想定させていただいている姿となってきております。

インバウンドの観光形態が、いわゆる「モノ消費」から、体験、またスポーツとかも通じたことをメインとした「コト消費」に移ってきているということが、これはもうずっと言われているわけでありまして、その流れは変わらないと思っております。

南魚沼市で毎年実施をされている、今週末に行われますグルメマラソン、またその後行われるグルメライド、これら当初から携わった目黒議員であれば十分ご存じだと思いますが、まさにこれに該当すると考えておりますし、8月にはNPOフレンドシップサイクル協会というのがありまして、ここから提案も受け、よし、やろうということになっている、自転車で南魚沼市内の神社または寺院、寺社仏閣といえますか、そこで御朱印が大変今ブームにもなっています。この御朱印をもらいながら、景観や、そしてゆったりとした行動によっ

て食事等も途中で楽しんで、お茶を楽しんでいただくとかを含めて地域を走っていただく「御朱印ライド」というのをことし開催する予定にしました。

スポーツツーリズムは、地域経済に大きな効果をもたらす可能性が高いことから、取り組みが増えるよう研究してまいります。御朱印のことを言うと、実は南魚沼市の特徴として、お寺、神社これはあるのです。全国各地いっぱいありますが、南魚沼市は特に、気がつかないのですけれども、お寺にご住職がちゃんといらっしゃる。そして、神社もちゃんと神主さんの方がいらっしゃる。これは非常に特徴的な地域だそうです。大体不在の場合が多いということでもあります。これらに着目した皆さんというのは、なかなかやはりすごいなという思いもしているところでもあります。

3つ目であります。スポーツコミッションの設立についてということでもあります。南魚沼市では、昨年11月に、私の思いもございまして、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」というのがありまして、大変これは活動が活発な会であります。ここに加盟をさせていただきました。現在、具体的に自転車を利用した地域活性化を進めるため、南魚沼市の庁内において商工観光課、生涯スポーツ課を中心として、市内でも横断的な推進体制をつくる協議を進めようとしております。今後、観光関連の皆さんや民間企業にもお声がけをしたいと考えております。

ただ、現在はこの協議が自転車のみ限定した組織に、今は想定しているところから、なかなかそうではなくてもっと広い意味だというお言葉も聞こえそうですが、今後の進展を踏まえながら推進するスポーツ分野の拡大も含め、体制整備に向け協議をしていきたいと考えています。まず、第一歩を歩みだしてみたいという思いでございまして。

4つ目の市内の観光地・スポーツ施設などの駐車場、これは大変大きな課題になってきていると思います。先ほど議員が指摘されたいろいろな個別の箇所に加え、たまたまですけれども、この答弁を考えているときに先週末、実は高校野球の花咲徳栄高校が、またことしも来てくれて、4年目ですね。素晴らしいことなのですが、そこに大変お客さんも来ました。そして同時に、同じ公園内でテニスの高校インターハイ予選が行われていたということで、駐車場が不足しているということで非常に私のところに多く苦情が実は来ました。嬉しい悲鳴でもありつつ、大変この問題は看過できないという問題になってきているかと思っております。

このようなことで、現実的には予算もかかりますし大変なことがあるのですが、河川敷駐車場の利用とかさまざまのことを考えながら、この件については検討を加えていかなければならないという、今、段階かと思っております。以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

それでは、1点目のスポーツ健康都市へ向けた推進計画ということで、今ほど説明がございました、平成29年3月に第2次の南魚沼市スポーツ推進計画というのが策定をされております。大きな基本理念としましては、スポーツによる健康で豊かな生活の実現、ウォーキン

グからオリンピックまでということ策定をされておりました。今ほど市長から説明があったとおり、かなりいろいろな施設等々が整備されて、非常に魅力的な施設がそろってきていると思うのですが、実際その中の基本方針の中で見ていきますと、先ほど説明いただきました生涯スポーツの推進というところでございます。

6月1日の市の広報でも書かれておりましたけれども、ウォーキングの啓発ということで、新潟県健康ウォーキングロードということで、市内で大和地域2か所、六日町地域2か所、塩沢地域2か所ということで定められてあるのですが、これがなかなか私も実はよく知らなかったのです。そういう意味からしますと、多分、市民の方々もそのコースがあるということがわかっていないのではないかとということで心配をしているところです。これはいわゆる各地域づくり協議会と連携をとりながら推進していくということで、取り組み目標で書かれておりますが、その辺は既に各地域づくり協議会と連携をとって進めていらっしゃるかどうかというのを確認させていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

この点につきましては、担当のほうからちょっと答えさせますのでよろしくお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

残念ながら、今のところですが協議はしておりません。今後進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

名前も天地人毘沙門堂ウォーキングロードとか、天地人坂戸城跡・銭淵公園ウォーキングロードとか、天地人上田の庄・登川ウォーキングロードという感じですばらしい名称がついておりまして、実際そのコースを調べてみると、非常に魅力的なコースになっているかと思うのです。ですから、そういうところを、ぜひ周知していただいて、市民の皆さんがそこをウォーキングできるような感じで、健康寿命の増進にもつながると思うのでしていただければと思うのですが。そうしますとあわせて、冬期間は各地域のアーケードや雁木を活用できるように関係機関と調整となっているところも、やはりその辺もまだ調整ができていないというところでございますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

引き続き、担当のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

議員おっしゃるとおりでございますが、まことに申しわけありませんが、今のところ関係機関との調整は行っておりません。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

6月1日の広報に載っておりましたウォーキングコースにつきましては、実際的には県の認定を受けて進めているところでありまして、保健課のほうの事業として取り組んでいる部分も多くあります。そういった関係で、保健課のほうでは地域づくり協議会とも協議を行っているところがあります。細かい内容につきましては、参事のほうから説明いたしますので、お願いいたします。

○議 長 保健課参事。

○保健課参事 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

新潟県健康づくりウォーキングロードにつきましては、例えば浦佐地域の八色の森ウォーキングロードにつきましては、浦佐地域の地域づくり協議会の方たちが、地域活動の中で企画から行いまして、地域づくり協議会がつくったという看板もつくられております。それについては、保健課の地域担当の保健師が一緒になって活動して作り上げたものでして、ほかのウォーキングロードにつきましても、保健課のほう地域の方と一緒に県に推薦を行って認定を行っておりました。

○議 長 答弁はよろしいですか。

総務部長。

○総務部長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

済みません、補足をさせていただきます。ウォーキングロードとは名称が違いますが、浦佐地域においては地域づくり協議会さんで、フットパスの事業を進めていただいております。本当に名称は違いますが、最終的な目標ということになれば、ほぼ到達点は同じなのかなというふうに思いますので、これからもいろいろな組織さんとも協力をしながら進めていければと考えております。以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

八色の森公園みたいな感じで、看板が出てくると非常に市民もわかりやすくなってきますが、ただそれによりますと、かなりまた費用も必要になってくると思います。各コースがわかるような地図とかチラシとか、そこにこの地域のいわゆる特徴を加えたようなものがあると非常にいいなと思いながら考えておりました。ぜひ、進めていただければと。まずウォーキングからということで基本理念になっておりますので、ウォーキングをぜひ進めていただければと思っております。

続いて生涯スポーツの中で、ウォーキングとあわせてウインタースポーツというのがこの南魚沼市では強く進めているところで記載をされております。その中でノルディックスキー、クロスカントリースキーというところが、ウォーキングの冬期間のかわりとなるスポーツとして普及を図るということで書かれておりますし、あわせて欠之上のクロスカントリーコースのナイター営業を活用した取り組みを実施するという取り組みが書かれております

が、その辺の取り組みは進んでいるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

この点につきましても具体的などころになりますので、担当のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

冬期間のウォーキングにかわるクロスカントリースキーということでございますが、これにつきましては、欠之上のコースということで常設されております。利用状況につきましては、平成30年度で7,900人ほどが利用しているということです。この数字が多いか少ないかということとはちょっと別に置きまして、ナイター照明が設備されておりますので、この施設も当然PRしていかなければならないということでございます。平成31年度から指定管理者がベースボールマガジン社にかわりましたので、また指定管理のほうも含めてこの利活用でしようか、PRに努めてまいりたいと思います。以上です。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

アルペンスキーと同じようにクロスカントリースキーというのも、非常に外国人が興味あるスポーツだそうでございます。せつかく欠之上のコースは全国中学校スキー大会も国体も開催されたコースでございますので、ぜひとも有効活用していただきながら、観光戦略とあわせて市民の健康増進につなげていただければと思っております。

続きまして推進計画の基本的事項という中で、生涯スポーツの推進の中で、成人の週1回以上のスポーツ実施率50%以上を目標にしているところに対しまして、そのための目標が4つ掲げてありました。そのうちの1点目ですが、ウォーキングの訴求やプラス・テン——いわゆる10分余計に運動しましょうというプラス・テン活動などを参考に、南魚沼市独自のスポーツ指標を設けスポーツ実施率の向上を目指すということが書かれておりますが、独自のスポーツ指標というのはでき上がっていらっしゃるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

これにつきましても担当のほうから答えさせます。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

今ほどの質問ですけれども、プラス・テンの活動ということでございます。独自の指標を設けているかということでございますけれども、これにつきましては、保健課のほうでひょっとしたら数値を設けているかもわかりませんが、私どものほうでは具体的にこういう数値だということまではちょっと設けてありません。以上です。

○議 長 福祉保健部長。



**○福祉保健部長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて**

保健課のほうでつくっております「南魚沼市いきいき市民健康づくり計画」での指標になりますが、運動習慣のある人、1回30分以上、週2回以上、1年以上持続という部分につきまして、年齢が20歳から64歳、例えばそういったことをした場合に、南魚沼市では目標値としてそういった人を30%にしましょうということをやっています。平成27年の段階ですけれども、南魚沼市では28.2%という数字が出ておりますし、女性の場合では目標値を25%と見ておりますが、現状としては16.5%という数字になっておりますので、その部分を伸ばしていこうというもとに計画を今進めているところであります。以上です。

**○議 長 3番・目黒哲也君。**

**○目黒哲也君 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて**

実施率が今出たのですけれども、それは平成27年で大体30%弱ということだったのですが、実際この計画書にあるのは、平成22年の段階で34.9%が週1回以上のスポーツを実施するということに比べて、非常に下がってきているのが懸念されるところでございます。そういうのも含めて、やはりPR等も含めて進めていかなくてはいけないのかなと感じているところでございます。

あわせてその項目の中の3点目に、健康志向のターゲット向けに、健康マイレージ等の企画を立案してスポーツ実施率の向上を図るということがあるのですが、その健康マイレージというのがどのようなものを指して、指標として出しているのか、お聞かせ願えればと思います。

**○議 長 市長。**

**○市 長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて**

庁内が横断的にやはりやっていかなくてはいけないということを、今、実感しているところでありますが、担当のほうに答えてもらうことにします。

**○議 長 福祉保健部長。**

**○福祉保健部長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて**

今ほど議員からお話がありましたところにつきましては、スポーツ推進計画のほうでの計画の記載の部分かと思えます。今、市長からも話がありましたが、そういった部分で保健課のほうでの健康マイレージ、健康ポイントを付与しての取り組みという部分と細かいところでまだリンクしておりませんし、保健課での健康マイレージ部分につきましても、現在検討している部分ですので、その辺は今後、生涯スポーツ課との連携を深めながら検討していきたいというふうに考えております。以上です。

**○議 長 3番・目黒哲也君。**

**○目黒哲也君 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて**

ぜひ、素晴らしい計画になっていると、私は見たときにすごく内容のいい計画になっているので、これが実施されたら非常にこの地域も、いわゆるスポーツという部分で非常に全国でもPRできるような環境が整っていると思っております。ぜひ、その辺の上げられている

ところをもう一度、これ平成29年の3月作成ですので、もう一度見ていただいて、計画をつくり直していただければと思っております。

あわせて今回の第2次から、先ほど言った障がい者に関するものも書かれていますので、障がい者スポーツの普及をスポーツ施設の整備・充実・利用を含め推進していきます、ということが一文入っているのですが、これに関しましては、どのように進めていく予定になっておりますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

この点につきましても、それでは担当のほうに答えてもらうようにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

障がい者スポーツの部分ということですが、申しわけございません。今、福祉保健部のほうで、具体的なところとしてお話できるところは、私のほうからは今はありません。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

障がい者スポーツ、障がい者を中心に健常の人も含めて、我が自慢の総合支援学校を核に、今週の土曜日にも北辰小学校で特別支援学級の子供たちが集まってスポーツの競技を行います。最近ではボッチャだとか、そういう意味では南魚沼市としては、その辺については総合支援学校を核に多くの行事をやっているつもりでありますし、今後も充実させてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

一昨年ですか、市内のリレーマラソンでも障がい者の方のチームが参加されて、感動も与えていただきました。そんな感じで総合支援学校もごございますので、ぜひ、来年はパラリンピックもごございますので、進めていただければと期待をしまして、次に移らせていただきたいと思えます。

2点目ですが、スポーツツーリズムの取り組みということでございます。スポーツツーリズムの取り組みということで、先ほども説明しましたが、地域への社会的効果ということで、地域スポーツ人口・関心層を拡大し、スポーツのまちとしてのブランディングの醸成というのが、スポーツ庁が掲げているところでございます。2点目が地域の経済的効果ということで、季節、年間を通じて体験可能なスポーツアクティビティの創出ということで書かれておりました。

1点目の社会的効果というところで、この地域を考えたときに、やはりこのゴールデンウィークのときも坂戸山が渋滞を起こすぐらいたくさんの方が見えておりました。県外ナンバーも、遠いところで自分が見たところでは愛知県等々からの車もありましたけれども、非常に多く来られておまして、全国的にも有名になっているということを経験してお

ります。その核として坂戸山というところを1つの核にしながらかつリズムを進めていく。あるいは先ほどの健康ウォーキングロードというのも、非常に素晴らしいコースのような気が私にはしておりますので、ぜひともそういったものの歴史も踏まえたハンドブックみたいなものを作成しながら来た方々に楽しんでいただく。

これは6月23日の日に坂戸山ですね、江戸時代の絵図を持って坂戸山登山を計画された。非常にそういうのが恐らく核になりまして、これから進められていくのかと思っておりますので、そういった展開も非常に素晴らしいと思っております。

もう一つは、先ほど市長が言った自転車ですね、ロードバイク。既にグルメライドあるいは全日本の大会等々が来ております。その中で今回8月4日の先ほど言った御朱印ライドというのは、非常にこれもこの地域を生かした企画と思っております。まだ受付開始になっておりませんが、非常に多分、人気のあるコースになるのかなと思っております。あわせて自転車でいきますと、やはり八海山麓のマウンテンバイクのダウンヒルコースというのも非常に多くの方々がお見えになっているということで、今後、魚沼スカイラインの道を増幅するという県からの方針が出ましたが、あそこを使って自転車のヒルクライムというのも非常に考えられるところがございます。その坂戸山、ロードバイク、そしてこちらの雪国でございますアルペンスキー、クロスカントリースキー、こういうのを3つ進めていったらどうかと考えているのですが、市長の考えはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

考えはほとんど同じだと思います。坂戸山については、駐車場の不備というのはやはりずっと言われていて大変な問題だと思っております。坂戸山に登るぐらい健脚な皆さんですので、例えばこういう市役所周辺とかいろいろそういうことが、きちんとここが駐車できますとか、市民会館に駐車できますとか。歩く人から見れば、あそこからの距離なんて大したことないですね。そういうことも、逆に言えばそこから誘導することによって、動線をつくることによって、いろいろな店をのぞきながら行っていただくとか、最後は、よく使われていますけれども足湯もすごくはやっています。こういったことを含めていろいろなことを——今できないということばかり言わずに、何かできることで足元を見ながらやることも大事だと思います。

ロードバイクの件については、議場でも今年の、これは自分で行ってきたヨーロッパ視察について、大変かの地が自転車によって、今すごく観光地というのがもうなくてはならないというアイテムになっていて、それが全ての距離感を縮めるというか、点で点在した観光地や施設を全てつなぎ合わせていて、それが風土というか、食事やさまざまなものに全部絡んでいるということを見るにつけ、これは絶対目指すべき方向だと思っております、今考えさせてもらっています。

これにプラス、なかなかちょっと調印までまだ至りませんが、ノルウェー王国の自転車チーム等がオリンピックの前にいろいろな形でまた我々と絡んだ場合には、もうちょっと後押

しがある、風が大きいのかという思いがしていますが、それを待たずともこれを進めていきたいと考えているところであります。考えているところは同じ方向だと思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

ノルウェーの合宿が決まると非常に盛り上がるのですが、期待をしているところでございます。

それで、そういったスポーツツーリズムの推進に当たって、恐らくマンパワーというのが行政の方々だけでは非常に大変かと思ひまして、それで地域スポーツコミッションというのを提案させてもらったのです。これはスポーツ庁が平成27年度に制定をしております、現在全国で大体99のスポーツコミッションができていますし、新潟県ですと、佐渡市と新潟市と十日町市と3自治体でございますが、こういったスポーツコミッションに対して、スポーツ庁が支援・援助をするということになっております。

先ほど市長の構想を聞いておりましたが、そういったものに対しても国が支援していただくというところでございますので、ぜひ、フィルムコミッションと同じようにスポーツコミッションというのを立ち上げながら、いろいろな企画をしたり、あるいは市民の横の交流を図ったりということで、非常にまちづくりに必要になってくるのです。そういったスポーツコミッションの設立というのは、どのぐらいお考えになっているのかということで、改めてお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

1回目の答弁でもお答えしたとおり、まずは特定の自転車のことについて皆さんと始めたいということでありますが、やはり目指すべき方向だと思います。これについても、きょう、議員のご質問で、例えばこれが生涯スポーツ課だ、これはもしかすると商工観光課も関係します。そういうことではだめだなという思いが、常にやはりほかのこともそうなのです。なので、これに民間の皆さんの力も借りながらやっていくということになると、当然後ろ支えとなる支援とかを国からも受けられるということになれば、やはり目指すべき方向だと思います。まず今、お考えを拝聴したということで、きょうはとめ置いていただきたいと思います。やはりその方向性は間違っていないと思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

スポーツコミッション、難しく考えていなくて、全国を見ますと、自転車は自転車だけとか、ウィンタースポーツはウィンタースポーツだけとか、あるいはノルディックウォーキングだけとかみたいな感じで、一つ一つがコミッション立ち上げていくような感じ。それが大きくなって一つのスポーツコミッションですよ、というのでも構わないような感じがしておりますので、ぜひ早めに取り組んでいただければ、国からの支援もいただけるのかと思っておりますので期待をしております。

そういった中で駐車場の件が先ほど出てきておりまして、なかなか、坂戸山ばかりではなくて、さっき挙げておりました坊谷山もかなり人が来ております。六万騎のほうもかなりカタクリのときには来ておりまして、路上に車をとめられているということは、非常に危険なところもございますし、周りの地域の迷惑になっているところもあるのですが、そういった部分で、ぜひ考えてもらえればというところがございます。

坂戸山に関しましては、結局中心の薬師尾根と城坂コースの2つは今の駐車場——足りなくなっているときもあるのですが、今の駐車場で十分可能なのですが、もう一つ寺が鼻のコースが非常に実は人気のあるコースでございます。ただ、そこは駐車場がないということで上がらなくなっていると。去年の水害の件もありまして、まだ少なくはなっておりますが、そういった場所の駐車場の整備。

あるいは欠之上のところのクロスカントリーの大会——ノルディックスキーですね、大会を誘致するに当たっては、左側の大きな駐車場を用意してもらったのですが、今だとその駐車場だと足りないということで誘致できないというのを聞いております。欠之上に関しましては、小学校の跡地がございまして、恐らく小学校が大分老朽化して、今後、早急に何とかしなくてはいけない施設かと思うのですが、その上でそこを現在どのような形で活用するかがもし決まっていれば、お答えいただければと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

先ほどちょっと駐車場に絡みながら話をしたとおり、新しいところを——例えば農地を潰してまで新しいのをどんどんつくらなければいけないかとなると、財政的にもかなり厳しいと思いますが、この中であいているところを使っていく。例えばそことつないでいくというかですね。例えばですよ、この庁舎の周りの駐車場は土日すいているわけですから、そことその場所をつないでいく。例えば今回の5月の大型連休に、ああいうシャトルバスを2次交通のあり方として、実証的にも含めて、担当課のほうでシャトルバスを走らせてみた。例えばそれがその寺が鼻の登り口から見れば——災害もあったところですけども、その先の雲洞庵があったりもするわけです。そういうところを何といいますか、循環型のものを今後考えていくとか、費用対効果というものもあるかもしれませんが、なかなかその全部——六万騎山のところはあのシーズンだけなのです。そのために大型駐車場が要るかと言ったらそうでもないわけで、いろいろなことをやはり駆使して知恵を出し合っていくことではないかという気がしております。

先ほどの欠之上の件については、私がそこまでちょっとわからないところもあるので、担当している者から答えさせたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

欠之上につきましてはセミナーハウスということで、昨年まで条例がございましたが、塩沢のセミナーハウスと同じ時期に普通財産のほうに切りかえさせてもらいまして、セミナー

ハウスとしての位置づけは役目を終えたという形にしております。今、具体的に活用計画ですとか、こうしたらいいという計画は、今何も持っていない状態であります。

○議 長 3 番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 南魚沼市スポーツ健康都市の実現への取り組みについて

よく理解できました。欠之上に関しましては、その地域の方々の話し合いも必要かと思えますので、ぜひ、あそこの欠之上小学校、前のところから今のところに移転するのにかなりあそこの地域の方々がご苦労されておりますので、ぜひ、そちらの方々のお気持ちを十分聞きながら進めていただければと思ひまして、大項目 1 点目を終わらせていただきます。

2 地域医療特別顧問について

続きまして大項目 2 点目です。地域医療特別顧問についてでございますが、地域医療対策としまして特別顧問を置くようでございます。どのような目的でどのように進め、メンバー構成はどうかということでお聞きしたいと思ひます。あわせて到達目標はどのくらいなのかと。もし描いているものがありましたら教えていただければと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 地域医療特別顧問について

それでは、目黒議員のご質問に答えます。2 点目の地域医療特別顧問についてです。南魚沼市の地域医療の現状を見たときに、まずハード面では、もうあまり繰り返しません、平成 27 年に魚沼基幹病院が開院したり、市民病院ができ上がってきたりということが進められております。ソフト面では、再編前からの課題でありました医師、医療スタッフの確保がなかなか問題として引き続き解決に至っておりません。非常に厳しい状況が続いております。

ことしの 2 月に厚生労働省が発表しました医師の充足度を見ますと、新潟県は全国 46 位、地域別の 2 次医療圏としての魚沼医療圏は、全国 335 医療圏のうち 293 位という大変な状況が公表されております。全国の医師数が平成 28 年度末では約 31 万 9,000 人、約 32 万人もいるわけです。過去最高となっているにもかかわらず、地域間での偏在——西高東低とも言われています。特に我々側のほうが悪いということでもあります。これらが顕著となっていて、国の施策に頼るだけでなく地域独自の対策が必要と考えております。

新潟県では、深刻化する医師不足を改善するため、今年度末までに医師確保計画を策定すると。実効性のある医師確保策を打ち出すと言っています。南魚沼市では、昨年度 2 つの民間診療所が閉院をした。これはこれからも続くことが容易に想像できます。市民病院群においては、常勤医が不足するなど医師確保は喫緊の課題です。市民の皆さんはまだ少し甘く——こういう言い方をすると大変失礼ですけれども、状況がこれほど悪化しているということがなかなかわかってもらえないところもあるのかなと。医師の心のモチベーションも含めてなかなか厳しいところがありまして、今、1 人抜ければ大変なことになるという状況も見えてきております。

こういう中で、このたび医療政策の特別顧問という形で選任いたしました外山先生は、議会の初日でも説明しましたが、まずは新潟県出身であったという親近感もあります。そして、

厚生労働省の元健康局長、また内閣府においては特別の補佐役で、国のこの部分を司ったようなところがある方です。そして、県立小出病院にも若いころ勤務をされたという経験があり、当地域を非常に熟知している方であります。ゆきあかり診療所の母体であります地域医療振興協会というのがあります。これは自治医大病院の出身者が非常に多くいらっしやって、つくっている団体であります。近くで言いますと、湯沢町の病院がこの皆さんが運営しているということになります。ここの勤務という、当市と大変縁もあるというふうに判断させていただいた先生であります。

外山先生の医療政策に係る専門の学識経験、そして県内医療関係者——実は自治医大出身の方が大変多く県内にはございます。この近くの十日町の院長もそうです。例えばたくさんいらっしやいます。これらの皆さん、また県の今、役所に勤めているお医者さん方、県職となっている方がいるのです。こういった皆さんとの関係性も非常に連絡が密にとれる方であります。大学及び国との広い人脈があるということから、多方面にわたる提言をいただけるものと非常に心から期待している方であります。

医師確保に向けた実効性のある取り組みを進めたいと考えておりまして、まずはそういう条例も定めていただき、皆さんからお認めいただきました。進め方については、まずは南魚沼市のデータから先生独自の分析をしていただき——もう既にかなりしていただいております——内部によるワーキングチーム等で問題解決について議論していきたいと考えています。

なので、医師確保だけではなくて、さまざまな課題があると思うのです。医療だけでもない、福祉だけでもない、本当は交通機関まで含めたまちづくりの観点ですね。今は医療顧問です。しかし、私の思いはまちづくりをしなくてはならないと思っているので、ここにおける医療や福祉の存在がどのようなもので、どういう制度で、これからどういうふうに国が進もうとしているか。例えばそことつないでいくにはどうやったらいいかということを経験しないと、何か1つのところだけを話ししていてもだめだという思いが非常に強くあります。これは市長部局に私の脇にいていただく顧問でありますので、さまざまな提言等もいただき、私の質問にも答えていただきながら、ともに進めていってみたいと思っています。

現時点では、そういう特別顧問については、外山先生のほかは考えておりませんが、この先生の、先ほど言ったいろいろな人のつながりを活用させていただいて、いろいろな検討チームにさまざまな知見の皆さんにも集合いただき、南魚沼市は、大変そういう意味では深い進化のある、そういう議論がされて、そして将来のいろいろな道を誤らない方向性を探っているということまでわかっていただけるような状態にもっていきたいと思っています。

○議 長 3番・目黒哲也君。

## ○目黒哲也君 2 地域医療特別顧問について

大変時期もいいタイミングで、早めに医療について取り組むということで、特別顧問を置くという方針は、非常に私もすばらしいと思っていますし、今後期待しているところでございます。その進めるに当たって、私の認識がもしあれでしたらあれですけれども、根本的にこの地域の医療構想をつくった段階のときに、県が示した病床数に対しまして、南魚沼市

は市民病院はきちんと用意されたのですが、魚沼基幹病院がまだフル稼働していない。あるいは近隣の市の病院はその病床数をやりますという方針を出したのですが、実際はやられていないというところの中で、随分南魚沼市にしわ寄せが来ているのではないかと思って。それを置いておいて、また今回この構想を進めるに当たって、それがネックにならないかちょっと心配しているのですが、その辺は大丈夫なのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 地域医療特別顧問について

今、目黒議員が指摘をされたのが、要するに1つの地域として、魚沼基幹病院が上にあつての地域としての一つの病院という体制を目指した形が、今まことにそこに行っていないがために南魚沼市は非常に頑張っていると私は思っているのです。本当にやってきたと思うのです。ただ、ほかのところを何か——あまりここでは言いませんが、そういうことがちゃんと充足されて機能が回っていくのだらうと思っているのです。

ただ、それを待ってられない状況があるということをご理解いただき、我々は我々ができることをきちんとやっていく。でも、その議論の中には、必ず周辺地域の病院とかさまざまな自治体も含めて、いろいろな形で当然興味を示したり、そういうところのいろいろな知見のある方々が入り込むことを想定しているというか、もう一度この議論をきちんとしていかないと。では、新潟県地域医療推進機構だけがやっていれば収まるか。収まらないと思います、私は。そういうことを思いつつやっていくべきだろうと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 地域医療特別顧問について

恐らく特別顧問が入りまして、非常にそういう意味では先を見た中で進んでいく。構想も含めて進んでいくと思いますし、恐らくすぐは大変だと思うのです。医師の確保というのも当然進めていくと思うのですが、ただ、実際、全国で足りない中で、ここだけ顧問が来たら急に増えるということはないとしても、かなりの部分でそういった力になっていただくと期待しているのですが。

質問の中でもう一つ早急にしなくてはいけないのは、大和病院の問題だと思うのです。大和病院が40年以上にわたりまして、全国でも先進地ということで、この地域の医療・福祉・保健という形を進めてきたのですが、現在、病院はかなり老朽化が進んでいると聞いております。いつ何どき設備が停止して使えなくなるかというところまで来ていると聞いていますが、そういうのを含めて大和病院の方針というのも、やはり早急に特別顧問を入れながら進めていかななくてはいけないと私は思っていたのですが、その辺はそれとはまた別個で市長は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 地域医療特別顧問について

大和病院の老朽化は、非常に言われております。実は先般も私ども市民病院群の先生方と



いろいろな意見交換をさせてもらいました。現状の把握、そして先生方がどういうモチベーションで今、頑張っておられるかという話、さまざまな話を聞かせてもらいました。やはり非常に今これから先が、大変老朽化をしている問題があって、いろいろな意見を聞かせてもらいました。細かいところはきょうはちょっと差し控えさせてもらいます。

しかし、その中に建てかえという話も当然あるわけなのです。あるわけなのですけれども、考えていただきたいのは、建てかえが先にありきなのか、それともこれから我々が目指すべき方向性全体を議論する中で、その中でどういうことが足らざることでこれをやらなければならないか。例えば医師の数も夢物語のように医師が確保できるなんてことはありません。その中でどうやって進めるべきなのかということ、実は市長である私自身も答えが見つからないのです。

だから、さまざまな知見、さまざまなワーキングチームで本当にそういうことを話し合っ、て、福祉全体、まちづくり全体の問題ですから。その中でタブー視ということではなくて、つくるかつからないかという議論がよくあると思います。そういうことを先にするのは、私は間違いだと思います。なので、先生方とも実は先般いろいろな意見交換をしました。非常にわかってくれたと思います。そういうことの中で進めていくつもりなのですという話をしております。この点は当然避けて通れない問題になります。ずっと先送りにすることもできません。

なので、ここでいろいろなことをあつたら、議会の皆さんも当然いろいろな議論をしていただきたいと思うし、私どももそういう形で、皆さんも多分、参加していただくような形になるかもしれませんが、全体の中でいろいろなことを考えなければいけない中の、その中の一角であると私は位置づけたいというか、それが本旨だろうという思いがしています。

○議 長 3番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 地域医療特別顧問について

市長の思いはよくわかりまして、その地域医療の特別顧問という方がお見えになった中で、いろいろな人脈が増えてきました。その中で実際、今後この地域はどのような医療体制に持っていかかというものは、やはり大事な中のその一つとして喫緊の課題は大和病院の問題もございまして、あわせてそういった部分も踏まえて、この南魚沼全体の医療に対しまして、ぜひ、いい方向性を出していただければということを期待しまして終わりとさせていただきます。

○議 長 以上で目黒哲也君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで散会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで散会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は、あす6月7日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでし

た。

[午後 4 時 14 分]